

発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

○農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同一二二〇）

〔その他告示〕

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（国土交通八一七）
○都市計画に関する件

○（関東地方整備局一八〇）
○（九州地方整備局九九）

〔法規的告示〕

○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件

（財務・農林水産二二）

○農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件（同一二二）

○中小企業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件（同一二三）

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件

（厚生労働二二八）

○農業近代化資金金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（農林水産一二一八）

○漁業近代化資金金融通法施行規程の一部を改正する件（同一二二九）

官 報	内閣	人事異動	叙位・叙勲	公 告
官 報	内閣	日本国に帰化を許可する件 (法務省告示配八一)	〔皇室事項〕	〔官庁報告〕
裁判所	社会保険労務士懲戒処分関係			
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係、会社その他				

○農林水産省告示第二十一号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次ののように改正する。
令和七年八月十九日

財務大臣 加藤 勝信
農林水産大臣 小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
一 株式会社日本政策金融公庫法（以下「法」という。附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分とし、同条の年五分以内で主務大臣の定める利率は、年二分とし、同条の年七分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分とし、同条の年六分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分とし、同条の年七分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年三分一厘五毛とし、同条の年四分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分とし、同条の年七分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年一分九厘とし、同条の年六分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分五毛とし、同条の年七分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年一分九厘とし、同条の年六分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年三分五毛とし、同条の年四分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年一分九厘とする。	一 株式会社日本政策金融公庫法（以下「法」という。附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年一分九厘とし、同条の年六分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年一分九厘とし、同条の年七分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年一分九厘とし、同条の年八分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年一分九厘とする。

改 正 後	改 正 前
一 株式会社日本政策金融公庫法（以下「法」という。附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分とし、同条の年五分以内で主務大臣の定める利率は、年二分とし、同条の年七分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分とし、同条の年六分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分とし、同条の年七分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年三分一厘五毛とし、同条の年四分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分とし、同条の年七分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年一分九厘とし、同条の年六分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分五毛とし、同条の年七分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年一分九厘とし、同条の年六分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年三分五毛とし、同条の年四分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年一分九厘とする。	一 株式会社日本政策金融公庫法（以下「法」という。附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年一分九厘とし、同条の年六分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年一分九厘とし、同条の年七分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年一分九厘とし、同条の年八分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年一分九厘とする。
二 法別表第五第一号の1に掲げる資金については、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。	二 法別表第五第一号の1に掲げる資金については、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。
三 法別表第五第一号の1に掲げる資金については、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。	三 法別表第五第一号の1に掲げる資金については、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

改 正 後	改 正 前
一 分 四 厘 五 毛	一 分 三 厘 五 毛
八 年 を 超 え 十 年 以 下	八 年 を 超 え 九 年 以 下
五 年 を 超 え 六 年 以 下	五 年 以 下
六 年 を 超 え 八 年 以 下	六 年 以 下
五 年 を 超 え 八 年 以 下	五 年 以 下
一 分 四 厘 五 毛	一 分 三 厘 五 毛
八 年 を 超 え 九 年 以 下	八 年 を 超 え 八 年 以 下
一 分 二 厘 五 毛	一 分 一 厘 五 毛
九 年 を 超 え 十 一 年 以 下	九 年 を 超 え 九 年 以 下
一 分 三 厘 五 毛	一 分 二 厘 五 毛

法規的告示

以下	十一年を超える十三年	八年を超える十一年以下	五年を超える六年以下	五年以下	償還期限	利 率	以下	十五年を超える十七年	十七年を超える二十五年	年一分九厘五毛	年一分八厘五毛	年一分七厘五毛	年一分六厘五毛	年一分五厘五毛	十年を超える十一年以上
年一分六厘五毛	年一分五厘五毛	年一分四厘五毛	年一分三厘五毛	年一分二厘五毛	年一分一厘五毛	年一分四厘五毛	年一分五厘五毛	年一分六厘五毛	年一分七厘五毛	年一分八厘五毛	年一分九厘五毛	年一分七厘五毛	年一分六厘五毛	年一分五厘五毛	年一分四厘五毛

三 法別表第五第三号の1に掲げる資金（同号の1の主務大臣の定める要件に適合する者に貸し付けられる資金に限る）のうち、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要とするものについては、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

以下	十一年を超える十三年	八年を超える十一年以下	五年を超える六年以下	五年以下	償還期限	利 率	以下	十六年を超える十八年	十八年を超える二十五年	年一分九厘	年一分八厘五毛	年一分七厘五毛	年一分六厘五毛	年一分五厘五毛	十一年を超える十二年
年一分六厘五毛	年一分五厘五毛	年一分四厘五毛	年一分三厘五毛	年一分二厘五毛	年一分一厘五毛	年一分四厘五毛	年一分五厘五毛	年一分六厘五毛	年一分七厘五毛	年一分八厘五毛	年一分九厘	年一分七厘五毛	年一分六厘五毛	年一分五厘五毛	年一分四厘五毛

三 法別表第五第三号の1に掲げる資金（同号の1の主務大臣の定める要件に適合する者に貸し付けられる資金に限る）のうち、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要とするものについては、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

以下	十一年を超える十三年	八年を超える十二年	五年を超える九年以下	六年以下	償還期限	利 率	以下	十八年を超える三十五年	年二分	年一分九厘	年一分八厘五毛	年一分七厘五毛	年一分六厘五毛	年一分五厘五毛	十三年を超える十四年
年一分五厘五毛	年一分四厘五毛	年一分三厘五毛	年一分二厘五毛	年一分一厘五毛	年一分四厘五毛	年一分五厘五毛	年一分四厘五毛	年一分五厘五毛	年一分六厘五毛	年一分七厘五毛	年一分八厘五毛	年一分九厘	年一分七厘五毛	年一分六厘五毛	年一分五厘五毛

以下	十一年を超える十三年	八年を超える十二年	五年を超える九年以下	六年以下	償還期限	利 率	以下	十八年を超える三十五年	年二分	年一分九厘	年一分八厘五毛	年一分七厘五毛	年一分六厘五毛	年一分五厘五毛	十三年を超える十五年
年一分五厘五毛	年一分四厘五毛	年一分三厘五毛	年一分二厘五毛	年一分一厘五毛	年一分四厘五毛	年一分五厘五毛	年一分四厘五毛	年一分五厘五毛	年一分六厘五毛	年一分七厘五毛	年一分八厘五毛	年一分九厘	年一分七厘五毛	年一分六厘五毛	年一分五厘五毛

○農林水産省告示第二十二号
農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第五十九条第一項の規定に基づき、平成六年農林水産省告示第十七号（農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。
令和七年八月十九日

1 この告示は、公布の日から施行する。
2 この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○財務省告示第二十二号
農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第五十九条第一項の規定に基づき、平成六年農林水産省告示第十七号（農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。
令和七年八月十九日

1 この告示は、公布の日から施行する。
2 この告示の施行前に成立している農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

改 正 後	改 正 前
農業信用保証保険法第五十九条第一項の主務大臣の定める利息は、借入金につき、借入の条件として定められた利率（その利率が年三・二五パーセントを超える場合は、年三・二五パーセント）により計算した金額のものとする。	農業信用保証保険法第五十九条第一項の主務大臣の定める利息は、借入金につき、借入の条件として定められた利率（その利率が年三・一五パーセントを超える場合は、年三・一五パーセント）により計算した金額のものとする。

○農林水産省告示第二十三号

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第六十九条第一項の規定に基づき、平成七年農林水産省告示第七号（中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める一部）の一部を次のように改正する。

令和七年八月十九日

財務大臣 加藤 勝信
農林水産大臣 小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改	正	後	改	正	前
中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息は、借入金につき、借入の条件として定められた利率（その利率が年三・二五パーセントを超える場合は、年三・二五パーセント）により計算した金額のものとする。	中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息は、借入金につき、借入の条件として定められた利率（その利率が年三・一五パーセントを超える場合は、年三・一五パーセント）により計算した金額のものとする。				

1 1)の告示は、公布の日から施行する。

2 1)の告示の施行前に成立している中小漁業融資保証法第六十九条第一項又は第二項の保険関係について、なお従前の例による。

○厚生労働省告示第一百一十八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第六項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次の表のよう改する。

令和七年八月十九日

厚生労働大臣 福岡 資麿
(傍線部分は改正部分)

改	正	後	改	正	前
別表第2 1～2044 (略) 2045 うつ病治療補助プログラム (新設)	別表第2 1～2044 (略)				

○農林水産省告示第一百一十八号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、平成十四年農林水産省告示第千百八十二号（農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年八月十九日 農林水産大臣 小泉進次郎 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改	正	後	改	正	前
農業近代化資金融通法第三条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、年二分とする。ただし、都道府県が利子助成を行う資金であつて、利率から利子助成金に相当する率を控除した率が年二分以内となる資金については、年三分二厘五毛とする。	農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、年一分九厘とする。ただし、都道府県が利子助成を行う資金であつて、利率から利子助成金に相当する率を控除した率が年一分九厘以内となる資金については、年三分一厘五毛とする。				

附 則

1)の告示は、公布の日から施行する。

2)の告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第一条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第一千一百十九号
漁業近代化資金融通法（昭和四十四年法律第五十二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、漁業近代化資金融通法施行規程（平成二十八年十一月二十九日農林水産省告示第二千三百七十三号）の一部を次のように改正する。

令和七年八月十九日 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

農林水産大臣 小泉進次郎 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後

改 正 前

資金の種類	貸付利率(上限)	資金の種類	貸付利率(上限)
一 令第二条の表の第一号に掲げる資金のうち総トン数二十トン以上の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の総トン数が二十トン以上である場合におけるその漁船の改造に必要な資金	年一分	一 令第二条の表の第一号に掲げる資金のうち総トン数二十トン以上の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の総トン数が二十トン以上である場合におけるその漁船の改造に必要な資金	年一分九厘

資金の種類	貸付利率(上限)	資金の種類	貸付利率(上限)
一 令第二条の表の第一号に掲げる資金のうち総トン数二十トン以上の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の総トン数が二十トン以上である場合におけるその漁船の改造に必要な資金	年一分九厘	一 令第二条の表の第一号に掲げる資金のうち総トン数二十トン以上の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の総トン数が二十トン以上である場合におけるその漁船の改造に必要な資金	年一分九厘

五 令第二条の表の第三号に掲げる資金(次号に掲げる資金を除く)を除く)	年二分	四 令第二条の表の第二号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年二分
五 令第二条の表の第三号に掲げる資金(次号に掲げる資金を除く)	年一分九厘	四 令第二条の表の第二号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年一分九厘

改	正	後	改	正	前
農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率は、年二分とする。	農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率は、年一分九厘とする。				

1 この告示は、公布の日から施行する。
この告示の施行前に貸し付けられた農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

六 令第二条の表の第三号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	七 令第二条の表の第四号に掲げる資金	年一分
八 令第二条の表の第五号に掲げる資金	九 令第二条の表の第六号に掲げる資金	年一分
七号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	八号に掲げる資金	年一分
十一 令第二条の表の第七号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	十二 令第二条の表の第七号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年一分

六 令第二条の表の第三号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	七 令第二条の表の第四号に掲げる資金	年一分九厘
八 令第二条の表の第五号に掲げる資金	九 令第二条の表の第六号に掲げる資金	年一分九厘
七号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	八号に掲げる資金	年一分九厘
十一 令第二条の表の第七号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	十二 令第二条の表の第七号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年一分九厘

その他告示

○国土交通省告示第八百四十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百四十九号。以下「法」という。）第二十一条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十二条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

令和七年八月十九日

国土交通大臣 中野 洋昌

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道56号改築工事（津島道路）並びにこれに伴う市道、普通河川及び農業用道路付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 愛媛県南宇和郡愛南町柏地内
愛媛県宇和島市津島町上畠地及び下畠地地内
- 2 使用の部分 愛媛県南宇和郡愛南町柏地内
愛媛県宇和島市津島町上畠地及び下畠地地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「一般国道56号改築工事（津島道路）並びにこれに伴う市道、普通河川及び農業用道路付替工事」（以下「本件事業」という。）は、愛媛県南宇和郡愛南町柏地内の内海インターチェンジ（仮称）から宇和島市津島町岩松地内の津島岩松インターチェンジまでの延長11.5kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道改築工事並びにこれに伴う市道、普通河川及び農業用道路付替工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道56号改築工事（津島道路）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。また、本体事業の施行

により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、道路法第3条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当し、本体事業の施行により遮断される普通河川の従来の機能を維持するための付替工事は、法第3条第2号に掲げる公共の利害に関する河川に関する事業に該当する（以下これらを「関連事業」という。）。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、道路法第12条本文の規定に基づき本体事業を行うこととされており、また、関連事業の施行に際し必要な道路管理者等の同意を得ているほか、既に本件事業を開始していることなどの理由から、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

（1）得られる公共の利益

一般国道56号（以下「本路線」という。）は、高知県高知市を起点とし、愛媛県松山市に至る延長約352kmの主要幹線道路である。

本路線が通過する愛媛県南宇和郡愛南町及び宇和島市（以下「愛媛県西南地域」という。）は、まだい、ぶり等の養殖が盛んな地域であり、これらの水産物は、本路線等を利用して愛媛県内外へ出荷されている。また、本路線は、愛媛県の県庁所在地である松山市等に向かう物流等による通過交通に広く利用されるとともに、本路線の沿線には、店舗、事業所、住居等が存しており、地域住民の日常的な通勤、通学、店舗利用等による地域内交通にも利用されていることから、愛媛県西南地域の物流及び地域住民の日常生活を支える重要な役割を担っている。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示の施行前に貸し付けられた農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に規定する最小曲線半径、最急縦断勾配等を満たさない区間が複数存在し、正面衝突等の交通事故が発生しているほか、台風等による越波等の自然災害の発生時には通行止めが行われるなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

本件事業の完成により、既に供用済みである一般国道56号宇和島道路、高速自動車国道四国横断自動車道等と連絡することで、愛媛県西南地域と愛媛県内外の各都市を結ぶ広域的な高速交通ネットワークが形成され、自動車交通の高速化及び定時性の確保による利便性が向上し、物流の効率化等に寄与するとともに、本件区間に線形等の良好な道路が新たに整備され、自然災害の発生時などにおける現道の機能を補完・代替することから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が令和5年3月等に同法等に準じて任意で大気質、騒音、振動、水質等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、大気質、振動等については、環境基準等を満足するとされているほか、建設機械の稼働にかかる騒音については、法令により定められた基準（以下単に「基準」という。）を超える値が見られるものの、防音シートの設置により基準を満足するとされており、水質については、工事の実施により濁水が河川に流入する可能性があるものの、濁水処理施設の設置等の実施により影響が低減するとされていることから、起業者は、本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

また、上記の調査等によると、本件区内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の

種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅰ B類として掲載されているニホンウナギ、ツマグロキチョウ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているマダラコガシラミズムシ等、準絶滅危惧として掲載されているハチクマ、アカハライモリ等その他これら分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が確認されている。植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているナギラン等、準絶滅危惧として掲載されているマツバラン、ウスキムヨウラン等その他これら分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が確認されている。

本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない若しくは極めて小さい、又は保全措置の実施により影響が回避若しくは低減されると予測されている。主な保全措置として、ニホンウナギ、アカハライモリ等については、工事の実施に伴い発生する濁水が生息環境へ流入するおそれがあることから、濁水処理施設の設置等を実施することとしている。ハチクマについては、工事の実施に伴い発生する騒音等により繁殖活動等が阻害されるおそれがあることから、低騒音・低振動型建設機械の採用及び繁殖期間におけるモニタリング調査を実施することとしている。マダラコガシラミズムシ等については、道路照明の設置に伴い個体が誘引されるなどの間接的な影響が生じるおそれがあることから、光の漏れの少ないルーバー付照明器具の設置等を実施することとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

このほか、景観については、一部の眺望景観に影響があるものの、のり面等の緑化等の実施により影響が低減するとされていることから、起業者は、本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

さらに、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が4か所存在するが、このうち3か所については既に発掘調査が完了しており、適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る1か所についても愛媛県教育委員会と協議の上、発掘調査を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、道路構造令による第1種第3級の規格に基づく2車線の自動車専用道路を建設する事業であり、その事業計画は、同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、各インターチェンジ間において社会的、技術的及び経済的な観点から検討が行われている。

内海インターチェンジ（仮称）から津島南インターチェンジ（仮称）までの区間においては、申請案である山側ルート案及び海側ルート案の2案による検討が行われており、両案を比較すると、申請案は、取得必要面積及び移転対象物件数が少ないと、トンネル等の総延長が短く、施工性に優れていること、事業費が低く抑えられていることなどから、総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

津島南インターチェンジ（仮称）から津島岩松インターチェンジまでの区間においては、コントロールポイント及び津波災害警戒区域を考慮したルートとなっており、申請案より明らかに合理的かつ適正な代替案は認められず、総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利

益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、愛媛県西南地域と愛媛県内外を結ぶ広域的な高速交通ネットワークを形成することにより物流の効率化等を図るとともに、現道は、線形不良区間が複数存在し、正面衝突等の交通事故が発生しているほか、台風等による越波等の自然災害の発生時には通行止めが行われております、本件事業により現道の機能を補完・代替し、安全かつ円滑な自動車交通の確保を図ることがあることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、愛南町長を会長とする国道56号一本松・宇和島間整備促進協議会等より、上記の理由などから、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用的の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用的の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 愛媛県南宇和郡愛南町役場及び宇和島市役所

第6 収用又は使用的の手続が保留される起業地

愛媛県南宇和郡愛南町柏地内及び宇和島市津島町下畠地地内

○関東地方整備局告示第百八十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年八月十九日

（

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

）

○叙勲
旭日双光章を授ける

旭日單光章を授ける (以上七月十一日)

旭日小綬章を授ける (七月十三日)

旭日單光章を授ける (各通) (七月十五日)

瑞宝小綬章を授ける (七月十六日)

瑞宝單光章を授ける (以上七月十日)

瑞宝小綬章を授ける (瑞宝宮本千代子)

瑞宝雙光章を授ける (各通) (卓久啓賢)

瑞宝單光章を授ける (瑞宝宮本千代子)

瑞宝雙光章を授ける (各通) (金丸靖)

瑞宝單光章を授ける (瑞宝阿部正則)

瑞宝雙光章を授ける (各通) (明治)

瑞宝單光章を授ける (瑞宝岩木正則)

瑞宝雙光章を授ける (各通) (平野義雄)

瑞宝單光章を授ける (以上七月十一日)

瑞宝雙光章を授ける (七月十五日)

瑞宝双光章を授ける (七月十六日)

旭日双光章を授ける

旭日單光章を授ける

旭日小綬章を授ける

旭日單光章を授ける

瑞宝小綬章を授ける

瑞宝單光章を授ける

瑞宝小綬章を授ける

瑞宝雙光章を授ける

瑞宝單光章を授ける

瑞宝雙光章を授ける

瑞宝單光章を授ける

瑞宝雙光章を授ける

瑞宝單光章を授ける

瑞宝雙光章を授ける

瑞宝單光章を授ける

瑞宝双光章を授ける

皇室事項

住所 東京都足立区

岑可晴 平成8年2月3日生

住所 東京都目黒区

カシュクリ・ネジャド・ジャレ 昭和56年9月19日生

住所 東京都港区

葉翠芝 昭和61年3月22日生

住所 大阪市天王寺区

金晃世 昭和62年6月25日生

住所 大阪市東成区

金悟史 平成元年2月7日生

住所 東京都大田区

シャイマー・ファティ・アドルサミ・エルセバイ・カッタブ 平成2年7月15日生

住所 岡山県総社市

周凱盈 昭和55年12月30日生

住所 鳥取市

金種世 昭和21年3月2日生

住所 鳥取県倉吉市

金春子 昭和17年5月3日生

住所 東京都世田谷区

鄒翕 平成28年9月26日生

住所 東京都杉並区

ルビー・ニーロン 平成11年11月22日生

住所 名古屋市中村区

閻浩 昭和56年5月8日生

胡佳 昭和56年3月8日生

閻澄熙 平成22年10月8日生

閻嘉熙 平成28年4月29日生

住所 大阪市天王寺区

崔祥哲 昭和61年7月1日生

李真悠 昭和62年9月19日生

崔唯乃 令和6年11月13日生

住所 大阪市旭区

郭怡伶 平成8年2月8日生

住所 愛知県一宮市

金里佳 平成7年7月20日生

住所 京都市南区

申昌美 昭和44年11月21日生

住所 京都市南区

諸千明 昭和62年3月7日生

住所 京都府宇治市

丁一希 平成9年8月11日生

住所 東京都中野区

クラーク・リンден・インパス・アルダ 平成6年12月13日生

住所 東京都葛飾区

劉洋 昭和60年10月9日生

住所 東京都墨田区

傅廣琳 平成3年12月9日生

住所 福岡市東区

汪浩波 昭和50年4月23日生

住所 東京都目黒区

ドアンルデー・メタクラチャト 平成元年8月20日生

住所 大阪府泉大津市

マリーサ・ロペス・クリワキ 昭和51年10月3日生

住所 大阪市北区

楊子瑩 平成6年10月5日生

住所 大阪府南河内郡太子町

李仙秀 昭和28年10月12日生

崔恩淑 昭和34年7月14日生

住所 大阪府東大阪市

康幸博 昭和51年2月1日生

住所 大阪市大正区

金広樹 平成12年6月26日生

住所 東京都狛江市

蘇理舜 昭和55年1月16日生

住所 埼玉県川越市

許文培 平成2年1月13日生

住所 埼玉県川口市

劉天奇 平成元年8月6日生

ショウ・イ・タン・リュウ 令和6年8月28日生

住所 東京都荒川区

夏瑾 昭和41年6月12日生

住所 兵庫県姫路市

閔基益 平成3年11月11日生

住所 名古屋市東区

漆珈汝 平成13年9月15日生

住所 横浜市中区

潘蔡楊 昭和59年11月20日生

潘顥元 平成25年11月28日生

張顥騰 平成28年12月30日生

住所 神奈川県大和市

トーン・スレイニイ 平成5年4月2日生

住所 相模原市中央区

全龍一 昭和51年2月4日生

官庁報告

住所 浜松市中央区
　　ウィリアム・ナカヤマ・デ・オリベイラ 平成6年9月2日生
　　アンジェラ・アリサ・モンテ・デ・オリベイラ 平成12年1月6日生
　　アベル・ミナト・ナカヤマ・デ・オリベイラ 令和5年9月18日生
住所 東京都渋谷区
　　梁宇 昭和55年5月13日生
　　叶小霞 昭和56年3月12日生
　　梁梓晴 平成28年1月16日生
　　梁浩翔 平成30年11月1日生
住所 東京都練馬区
　　キリスト・バラサダウ・デバコタ 平成元年10月19日生
住所 東京都文京区
　　シエン・レイ・リー・チュー 平成5年5月19日生
住所 東京都世田谷区
　　崔友里恵 平成元年12月31日生
住所 千葉市中央区
　　鄭沙華 平成11年10月16日生
住所 京都市南区
　　柳美智子 昭和49年3月1日生
住所 京都市左京区
　　金初美 昭和35年10月20日生
　　崔綺羽 昭和62年8月21日生
住所 京都市右京区
　　金英愛 昭和57年9月29日生
住所 京都市中京区
　　沈里美 昭和44年5月13日生
法務省告示配第八十一号
　　外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律(昭和六一年法律第六十六号)第九条の規定に基づき、次の者に対し、中華人民共和国において弁護士に相当する資格を取得している者として外國法事務弁護士となる資格を承認した。
氏名 汪睡麗 生年月日 千九百七十六年十一月二十七日
法務省告示配第八十三号
　　外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律(昭和六一年法律第六十六号)第九条の規定に基づき、次の者に対し、オーストラリアニューサウスウェールズ州において弁護士に相当する資格を取得している者として外國法事務弁護士となる資格を承認した。
氏名 ジエニージヒハン 生年月日 千九百八十八年九月六日

法務省告示配第八十四号
　　外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律(昭和六一年法律第六十六号)第九条の規定に基づき、次の者に対し、連合王国において弁護士に相当する資格を取得している者として外國法事務弁護士となる資格を承認した。
氏名 アリア・エレナ・ジブラーリ 生年月日 千九百八十九年六月一日
法務省告示配第八十五号
　　外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律(昭和六一年法律第六十六号)第九条の規定に基づき、次の者に対し、連合王国において弁護士に相当する資格を取得している者として外國法事務弁護士となる資格を承認した。
氏名 ジェンカ・キャサリン・ウェアスター 生年月日 千九百九十二年二月八日

公 告

諸 事 項

社会保険労務士懲戒処分公告

下記の者については、社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)第25条の2第2項及び第25条の3の規定に基づき、令和7年7月30日付けで戒告処分を行ったので、同法第25条の5の規定に基づき、公告する。

令和7年8月19日

厚生労働大臣 福岡 資麿
記

社会保険労務士 宮良 博之
事務所の名称 宮良労務管理事務所
事務所の所在地 沖縄県那覇市久米1丁目24番14号あきひろビル302号

社会保険労務士登録番号 第47910001号
懲戒処分の対象となった行為 相当の注意を怠り、真正の事実に反して申請書等の作成を行ったこと及び社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったこと

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出してください。

令和7年(家)第40569号
神奈川県横須賀市大津町2丁目13番5号
申立人 丸山 佳枝

本籍神奈川県横浜市神奈川区神奈川1丁目4番地1、最後の住所横浜市磯子区杉田4丁目16番5-608号、死亡の場所神奈川県横浜市磯子区、死亡年月日推定令和7年1月11日から20日までの間、出生の場所千葉県夷隅郡興津町、出生年月日昭和27年9月24日、職業無職

被相続人 死 岩崎 清一
事務所横浜市中区太田町1丁目16番地LA・1PSE902号
相続財産清算人 弁護士 押田 美緒
催告期間満了日 令和8年4月17日

横浜家庭裁判所

令和7年(家)第40609号

東京都千代田区九段北1-3-4九段清新ビル3階
申立人 吉田 勉

本籍神奈川県横浜市青葉区柿の木台6番地22、最後の住所神奈川県横浜市青葉区柿の木台6番地22、死亡の場所神奈川県横浜市青葉区、死亡年月日令和6年5月1日、出生の場所石川県鳳至郡西保村、出生年月日大正15年10月24日、職業無職

被相続人 死 西岡 久美
事務所横浜市中区弁天通4-52ナインティー横浜6階
相続財産清算人 弁護士 西田 智行
催告期間満了日 令和8年4月17日

横浜家庭裁判所

令和7年(家)第40627号

神奈川県鎌倉市稻村ガ崎5丁目13番2号
申立人 高橋 潤美

本籍神奈川県鎌倉市淨明寺3丁目172番地、最後の住所神奈川県鎌倉市淨明寺3丁目12番36号、死亡の場所神奈川県鎌倉市、死亡年月日令和6年9月9日、出生の場所東京都東京市小石川区、出生年月日昭和2年7月19日、職業無職

被相続人 死 唐笠智恵子
事務所神奈川県横浜市港北区新横浜3-18-5 アイズビル7階
相続財産清算人 弁護士 峰崎 雄大
催告期間満了日 令和8年4月17日

横浜家庭裁判所

令和7年(家)第3028号
東京都新宿区水道町3番1号
申立人 株式会社住宅債権管理回収機構

本籍新潟県新発田市下中山1116番地32、最後の住所新潟県新発田市下中山1116番地32、死亡の場所新潟県新発田市、死亡年月日令和5年11月24日、出生の場所新潟県新発田市、出生年月日昭和29年12月6日、職業不明
被相続人 死 富樫ツヤ子
新潟市中央区東中通一番町86-51新潟東中通ビル1階 白山パーク法律事務所

相続財産清算人 弁護士 青柳 勇祐
催告期間満了日 令和8年3月31日
新潟家庭裁判所新発田支部

令和7年(家)第2366号

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号
申立人 国

本籍富山県富山市上大久保2538番地、最後の住所富山市上大久保499番地3、死亡の場所富山県富山市、死亡年月日推定令和5年9月10日、出生の場所富山上新川郡大沢野町、出生年月日昭和23年1月28日、職業寿司店経営

被相続人 死 磯波 繁信
富山市丸の内1-8-15 余川ビル3階 足立政孝法律事務所
相続財産清算人 弁護士 足立 政孝
催告期間満了日 令和8年3月4日

富山家庭裁判所

令和7年(家)第5028号

長野県伊那市横山9300番地4
申立人 吳本 圭樹

本籍長野県伊那市横山9228番地、最後の住所長野県伊那市横山9228番地、死亡の場所長野県伊那市、死亡年月日令和6年5月16日、出生の場所長野山上伊那郡伊那町、出生年月日昭和16年10月11日、職業不詳
被相続人 死 武田 和男
長野県伊那市西町4864番地1階ひなた法律事務所

相続財産清算人 弁護士 太田 明良
催告期間満了日 令和8年3月9日
長野家庭裁判所伊那支部

令和7年(家)第7072号
静岡県袋井市鷺巣510番地の4
申立人 川島 一美
本籍静岡県富士宮市舟久保町14番地7、最後の住所静岡県富士宮市精進川383番地 長生園、死亡の場所静岡県富士宮市、死亡年月日令和7年5月13日、出生の場所静岡県沼津市、出生年月日昭和19年7月19日、職業無職
被相続人 亡 川島 一男
静岡県富士宮市西小泉町13-2エクセレンス1F ふじ桜法律事務所
相続財産清算人 弁護士 勝俣 善重
催告期間満了日 令和8年3月28日
静岡家庭裁判所富士支部

令和7年(家)第7338号
名古屋市中区三の丸3丁目1番2号
申立人 愛知県知事 大村 秀章
本籍愛知県瀬戸市品野町4丁目88番地、最後の住所愛知県瀬戸市はぎの台2丁目13番地、死亡の場所名古屋市中区、死亡年月日平成20年12月27日、出生の場所名古屋市東区、出生年月日昭和3年8月8日、職業不明
被相続人 亡 柴田 恒造
事務所愛知県春日井市中央通1丁目66番地 ヤマノマエビル3階 弁護士法人中部法律事務所春日井事務所
相続財産清算人 弁護士 尾中 翔
催告期間満了日 令和8年3月30日
名古屋家庭裁判所

令和7年(家)第1055号
愛知県知多郡美浜町大字河和字上前田264番地13
申立人 山下貴代美
本籍愛知県知多郡美浜町大字河和字上前田264番地13、最後の住所愛知県知多郡美浜町大字河和字上前田264番地13、死亡の場所愛知県半田市、死亡年月日推定令和6年9月14日、出生の場所愛知県知多郡美浜町、出生年月日平成8年10月4日、職業会社員
被相続人 亡 飯森 なほ
愛知県大府市江端町3丁目143番地 M A Pビル201号室 栗田法律事務所
相続財産清算人 弁護士 栗田 友紀
催告期間満了日 令和8年3月6日
名古屋家庭裁判所半田支部

令和7年(家)第3050号
滋賀県彦根市大橋町35番地
申立人 齊藤 沢巳
本籍滋賀県彦根市芹川町1473番地6、最後の
住所滋賀県彦根市芹川町1473番地6、死亡の
場所滋賀県彦根市、死亡年月日令和6年7月
22日、出生の場所滋賀県彦根市、出生年月日
昭和34年7月1日、職業食料品店経営
被相続人 亡 久保 雅則
滋賀県長浜市八幡東町225 弁護士法人おう
み法律事務所
相続財産清算人 弁護士 立石 義人
催告期間満了日 令和8年3月30日
大津家庭裁判所彦根支部

令和7年(家)第2085号
徳島県徳島市からどき橋2丁目45番地の5
申立人 森川 淑子
本籍徳島県徳島市名東町3丁目489番地、最
後の住所徳島県徳島市からどき橋2丁目45番
地の5、死亡の場所徳島県板野郡板野町、死
亡年月日令和7年3月25日、出生の場所徳島
県徳島市、出生年月日昭和17年4月5日、職
業無職
被相続人 亡 北川 郁子
徳島県徳島市昭和町1丁目11 徳島ビル4階
相続財産清算人 弁護士 尾上 一喜
催告期間満了日 令和8年2月28日
徳島家庭裁判所

令和7年(家)第208号
東京都港区港南2丁目16番1号
申立人 大東建託パートナーズ株式会社
本籍香川県高松市多賀町2丁目8番、最後の
住所香川県高松市木太町2780番地1 イトー
ピア木太町603、死亡の場所香川県高松市、
死亡年月日令和6年3月12日、出生の場所愛
媛県新居浜市、出生年月日昭和30年10月27日、
職業不明
被相続人 亡 松本 秀樹
香川県高松市亀岡町3-13 楠瀬法律事務所
相続財産清算人 弁護士 楠瀬 正司
催告期間満了日 令和8年3月31日
高松家庭裁判所

令和7年(家)第3009号
大阪府高槻市辻子3丁目33-1
申立人 矢野 公生
本籍大分県杵築市大字八坂2723番地、最後の住所大分県杵築市大字八坂2723番地、死亡の場所大分県別府市、死亡年月日令和6年5月1日、出生の場所大分県速見郡八坂村、出生年月日昭和24年3月3日、職業無職
被相続人 亡 矢野 哲生
主たる事務所大分市中島西3丁目2番26号大分弁護士ビル5階、従たる事務所大分県杵築市大字杵築1318番地
相続財産清算人 弁護士法人古庄総合法律事務所
催告期間満了日 令和8年4月10日
大分家庭裁判所杵築支部
令和7年(家)第3011号
大分県杵築市大字猪尾69番地13
申立人 杉安美由紀
本籍大分県杵築市大字奈多1024番地、最後の住所大分県東市武藏町向陽台18番地2、死亡の場所大分県杵築市、死亡年月日令和6年11月6日、出生の場所大分県東国東郡奈狩江村、出生年月日大正13年2月12日、職業無職
被相続人 亡 首藤 節子
事務所大分県杵築市大字杵築1455番地7弁護士法人平山法律事務所杵築事務所
相続財産清算人 平山 蒼太
催告期間満了日 令和8年4月10日
大分家庭裁判所杵築支部
令和7年(家)第17023号
沖縄県中頭郡北谷町字桑江374番地1
申立人 津霸 實盛
本籍沖縄県中頭郡北谷町字下勢頭125番地、最後の住所沖縄県沖縄市中央3丁目6番15号コザアパート、死亡の場所沖縄県沖縄市、死亡年月日令和6年9月9日、出生の場所沖縄県国頭郡宜野座村、出生年月日昭和20年8月22日、職業無職
被相続人 亡 津霸 實勇
沖縄県沖縄市知花1丁目26番3号 銘苅ビル202
相続財産清算人 弁護士 吉村 正夫
催告期間満了日 令和8年3月16日
那霸家庭裁判所沖縄支部

令和7年(家)第4031号
茨城県つくば市酒丸390番地1
申立人 黒田日出男
本籍茨城県笠間市福原12番地2、最後の住所
茨城県つくば市高野387番地3、死亡の場所
茨城県つくば市、死亡年月日令和6年3月19
日、出生の場所茨城県西茨城郡西山内村、出生
年月日昭和27年5月6日、職業飲食業
被相続人 亡 高松 勇
事務所茨城県土浦市中央1丁目13番3号大国
亀城公園ハイツ101
相続財産清算人 弁護士 濱野 伸一
催告期間満了日 令和8年2月27日
水戸家庭裁判所土浦支部

令和7年(家)第7052号
山口県周南市毛利町1丁目5番地の2松秀ビ
ル4階
申立人 石原詠美子
本籍山口県柳井市新市南2658番地15、最後の
住所山口県柳井市新市南2番22号、死亡の場所
山口県光市、死亡年月日令和7年4月24日、
出生の場所山口県玖珂郡日積村、出生年月日
昭和13年5月6日、職業無職
被相続人 亡 笹木 邦枝
山口県周南市毛利町1丁目5番地の2松秀ビ
ル4階
相続財産清算人 弁護士 石原詠美子
催告期間満了日 令和8年2月28日
山口家庭裁判所岩国支部

令和7年(家)第3041号
福岡県大牟田市大字久福木220番地1
申立人 矢野富美代
本籍福岡県大牟田市大字久福木196番地2、
最後の住所福岡県大牟田市大字久福木196番
地2、死亡の場所大阪府堺市堺区、死亡年月
日令和6年6月1日、出生の場所福岡県大牟
田市、出生年月日昭和24年6月26日、職業不
明
被相続人 亡 池田 信行
事務所熊本県荒尾市大正町1-2-3高森ビ
ル2F 荒尾法律事務所
相続財産清算人 弁護士 高見 敏之
催告期間満了日 令和8年2月28日
福岡家庭裁判所大牟田支部

令和7年（家）第40208号

北海道滝川市栄町3丁目3番4号

申立人 北門信用金庫

本籍北海道札幌市北区新琴似9条11丁目958番地49、最後の住所札幌市北区新琴似9条13丁目7番20号、死亡の場所北海道札幌市東区、死亡年月日令和5年8月16日、出生の場所北海道帯広市、出生年月日昭和25年10月4日、職業会社役員

被相続人 亡 古川 正明

事務所札幌市中央区南1条西10丁目4番地南大通ビルアネックス5階 よつば法律事務所

相続財産清算人 弁護士 山田 光洋

催告期間満了日 令和8年3月27日

札幌家庭裁判所

令和7年（家）第40224号

北海道石狩市花川南6条4丁目46番地

申立人 成田 美惠

本籍北海道札幌市白石区菊水5条1丁目5番、最後の住所札幌市白石区菊水5条1丁目5番22号、死亡の場所北海道札幌市中央区、死亡年月日令和6年11月18日、出生の場所樺太敷香郡敷香町、出生年月日昭和17年2月23日、職業無職

被相続人 亡 飯田 慶子

事務所札幌市中央区北5条西11丁目17番2号札幌総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 仲世古善樹

催告期間満了日 令和8年3月29日

札幌家庭裁判所

令和7年（家）第40232号

札幌市中央区宮の森1条9丁目1-47

申立人 児玉千枝子

本籍北海道札幌市南区石山3条8丁目546番地、最後の住所札幌市南区石山3条8丁目1番10号、死亡の場所北海道札幌市南区、死亡年月日平成26年6月26日、出生の場所北海道札幌市、出生年月日大正13年5月7日、職業不詳

被相続人 亡 阿部 千代

事務所札幌市中央区大通西12丁目4番地 あいおいニッセイ同和損保札幌大通ビル7F

原総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 原 琢磨

催告期間満了日 令和8年3月27日

札幌家庭裁判所

令和7年（家）第30361号

北海道小樽市長橋2丁目17番16号十字街クリニックビル1階

申立人 一般社団法人おたる権利擁護・終活サポートセンター
本籍北海道余市郡仁木町銀山1丁目593番地、最後の住所北海道余市郡仁木町銀山2丁目388番地1 かがやき8 A棟 1号室、死亡の場所北海道余市郡仁木町、死亡年月日令和7年5月4日、出生の場所北海道余市郡大江村、出生年月日昭和14年4月18日、職業無職被相続人 亡 久田 等
北海道小樽市花園2丁目6番7号小樽プラムビル2階西尾弘美法律事務所相続財産清算人 西尾 弘美
催告期間満了日 令和8年3月12日
札幌家庭裁判所小樽支部

令和7年（家）第30374号

北海道小樽市富岡2丁目2番26号

申立人 三ツ江弘治
本籍北海道小樽市東雲町52番地、最後の住所北海道小樽市富岡2丁目2番23号、死亡の場所北海道小樽市、死亡年月日令和7年3月8日、出生の場所北海道小樽市、出生年月日昭和19年2月11日、職業無職被相続人 亡 藤原 芳子
北海道小樽市稲穂2丁目22番1号小樽経済センタービル5階鹿角健太法律事務所
相続財産清算人 鹿角 健太
催告期間満了日 令和8年3月12日
札幌家庭裁判所小樽支部

令和7年（家）第924号

北海道小樽市新富町10番4号

申立人 鷲見 悠
本籍北海道小樽市塩谷1丁目355番地、最後の住所北海道上川郡新得町西3条北1丁目2番地1、死亡の場所北海道上川郡新得町、死亡年月日令和6年2月10日、出生の場所北海道忍路郡塩谷村、出生年月日大正15年3月11日、職業不明被相続人 亡 濱田ミヨ子
北海道帯広市東3条南14丁目8番地 弁護士
法人とかち平野
相続財産清算人 弁護士 長谷川 亮
催告期間満了日 令和8年3月10日
釧路家庭裁判所帶広支部

令和7年（家）第40034号

岩手県岩手郡雫石町小日谷地35番地9

申立人 常陸 欣弘

本籍岩手県岩手郡雫石町上野片子13番地4、最後の住所岩手県岩手郡雫石町上野片子13番地4、死亡の場所岩手県盛岡市、死亡年月日平成19年12月11日、出生の場所岩手県岩手郡御明神村、出生年月日昭和26年1月24日、職業無職

被相続人 亡 常陸 宣充
事務所盛岡市菜園1丁目3番6号農林会館411号室 弁護士法人稻葉セントラル法律事務所盛岡オフィス相続財産清算人 弁護士 田中 宏宜
催告期間満了日 令和8年3月2日
盛岡家庭裁判所

令和7年（家）第40100号

神奈川県大和市中央林間西4丁目8番3号

申立人 八幡 浩美

本籍岩手県八幡平市野駄第2地割161番地、最後の住所岩手県八幡平市野駄第2地割148番地3、死亡の場所岩手県盛岡市、死亡年月日令和6年9月5日、出生の場所岩手県岩手郡松尾村、出生年月日昭和36年2月26日、職業無職

被相続人 亡 八幡 和志
事務所盛岡市菜園1丁目3番6号農林会館10階パシフィック法律事務所
相続財産清算人 弁護士 工藤 光機
催告期間満了日 令和8年3月19日
盛岡家庭裁判所

令和7年（家）第9032号

秋田市豊岩石田坂字九十田122-10

申立人 阿部 芳則

本籍秋田県秋田市豊岩豊巻字居使6番地、最後の住所秋田市飯島道東1丁目5番1号 特別養護老人ホーム飯島、死亡の場所秋田県秋田市、死亡年月日令和7年3月10日、出生の場所秋田県秋田市、出生年月日昭和26年8月28日、職業無職

被相続人 亡 池田 時雄
秋田市山王6丁目10番9号
相続財産清算人 司法書士 吉澤 雅人
催告期間満了日 令和8年3月9日
秋田家庭裁判所

相続財産清算人の追加選任

次の被相続人について、従前の相続財産清算人大塚理瑛に追加して、その相続財産の清算人を次のとおり追加選任した。

令和6年（家）第80516号

申立人 職權

本籍長野県飯田市高羽町5丁目2番地13、最後の住所埼玉県新座市片山3丁目17番4号、死亡の場所埼玉県新座市、死亡年月日令和6年7月9日頃、出生の場所長野県下伊那郡伊賀良村、出生年月日昭和24年6月4日、職業タクシー運転手

被相続人 亡 西尾 善夫

事務所埼玉県さいたま市浦和区岸町7-11-2松栄浦和ビル4階 新埼玉法律事務所

相続財産清算人 弁護士 坂下 裕一
さいたま家庭裁判所

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出してください。

令和7年（家）第30082号

茨城県つくば市学園南2-6-1カーサヴェルデC105

申立人 塚越祐太郎

本籍群馬県高崎市三ツ子沢町102番地7、最後の住所群馬県高崎市三ツ子沢町102番地7

不在者 塚越 七郎

昭和22年2月17日生

届出期間満了日 令和7年11月25日

前橋家庭裁判所高崎支部

令和7年（家）第2298号

大阪府大阪市平野区喜連東3丁目7番2-701号

申立人 島 雅彦

本籍奈良県吉野郡吉野町大字上市295番地、最後の住所不明

不在者 島 清子

大正13年9月8日生

届出期間満了日 令和7年11月19日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第1492号	宮城県大崎市古川城西1—2—11 申立人 佐藤 彰 本籍宮城県大崎市古川小泉字上大小37番地、最後の住所横浜市南区山王町3丁目24 不在者 阿部 洋子 昭和30年3月16日生 届出期間満了日 令和7年11月28日 横浜家庭裁判所
令和7年(家)第1742号	香川県さぬき市津田町津田1119—13 申立人 三原 芳直 本籍香川県善通寺市善通寺町3523番地、最後の住所大阪市淀川区十三東3丁目7番26号 不在者 三原 幸夫 昭和24年6月25日生 届出期間満了日 令和7年11月25日 大阪家庭裁判所
令和7年(家)第660号	東京都武蔵野市吉祥寺東町2—31—5 申立人 井手 誠子 本籍広島県広島市中区加吉町197番地1、最後の住所広島県広島市以下不詳 不在者 米田 豊作 大正11年6月25日生 届出期間満了日 令和7年11月28日 広島家庭裁判所
失踪宣告	
令和6年(家)第7889号	本籍東京都台東区浅草2丁目5番地3、最後の住所不明 不在者 佐藤 ソノ 明治33年12月16日生 令和7年7月29日失踪宣告審判確定 東京家庭裁判所裁判所書記官
令和6年(家)第119号	本籍北海道足寄郡足寄町南3条5丁目37番地、最後の住所北海道足寄郡足寄町南3条5丁目37番地 不在者 高野 政成 昭和25年12月28日生 令和7年7月25日失踪宣告審判確定 釧路家庭裁判所本別出張所裁判所書記官

令和6年(家)第9632号	本籍北海道函館市大森町5番地1、最後の住所東京都新宿区西新宿4丁目24番23号 不在者 斎藤 智子 大正15年7月31日生 令和7年7月30日失踪宣告審判確定 東京家庭裁判所裁判所書記官
令和6年(家)第848号	本籍神奈川県川崎市幸区塚越4丁目314番地2、最後の住所川崎市幸区塚越4丁目314番地2塚越マンション301 不在者 綿住 一博 昭和25年1月5日生 令和7年7月29日失踪宣告審判確定 横浜家庭裁判所川崎支部裁判所書記官
令和7年(家)第19号	本籍石川県金沢市羽場町160番地2、最後の住所石川県金沢市羽場町160番地2 不在者 山岸 善作 昭和11年7月15日生 令和7年7月26日失踪宣告審判確定 金沢家庭裁判所裁判所書記官
令和6年(家)第646号	本籍岐阜県各務原市緑苑西2丁目69番地、最後の住所岐阜県各務原市緑苑西2丁目69番地 不在者 村井 逸朗 昭和23年1月28日生 令和7年7月29日失踪宣告審判確定 岐阜家庭裁判所裁判所書記官
令和7年(家)第16号	本籍静岡県浜松市中央区遠州浜3丁目22番、最後の住所静岡県浜松市遠州浜4丁目25番5号 不在者 斎藤 京子 昭和40年1月15日生 令和7年7月30日失踪宣告審判確定 静岡家庭裁判所浜松支部裁判所書記官
失踪宣告取消	
令和7年(家)第416号	本籍福岡県福岡市南区野多目3丁目2番、住所福岡県福岡市南区屋形原3丁目34番34号 申立人(失踪者) 吉田 雄作 昭和57年10月12日生 令和7年7月23日失踪宣告取消審判確定 福岡家庭裁判所裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

令和7年(ヘ)第1号

宮城県石巻市美園1丁目6番地17
申立人 株式会社イノベーションスタイル
代表者代表取締役 藤原 誠
権利を争う旨の申述の終期 令和7年7月31日
令和7年8月1日 仙台簡易裁判所
(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 A G 38657

金額 550,000円

支払期日 令和7年3月10日

支払地 仙台市

支払場所 株式会社セブン銀行荒町支店

振出日 令和7年1月10日

振出地 仙台市若林区

振出人 福興電気株式会社 代表取締役 斎藤 和夫

受取人 申立人

最終所持人 申立人

令和7年(ヘ)第1号

千葉県君津市塚原185番地
申立人 君津市農業協同組合
代表者代表理事 江澤 武夫
権利を争う旨の申述の終期 令和7年7月14日
令和7年7月30日 木更津簡易裁判所
(別紙) 目録

小切手 44通

(1)小切手番号 9040007

金額 白地

支払人 君津市農業協同組合周西支店

支払地 君津市久保1—4—1

振出日 白地

振出地 君津市

振出人 白地

最終所持人 申立人

(2)小切手番号 9040008

(3)小切手番号 9040009

(4)小切手番号 9040010

- (5)小切手番号 9040011
- (6)小切手番号 9040012
- (7)小切手番号 9040013
- (8)小切手番号 9040014
- (9)小切手番号 9040015
- (10)小切手番号 9040016
- (11)小切手番号 9040017
- (12)小切手番号 9040018
- (13)小切手番号 9040019
- (14)小切手番号 9040020
- (15)小切手番号 9040021
- (16)小切手番号 9040022
- (17)小切手番号 9040023
- (18)小切手番号 9040024
- (19)小切手番号 9040025
- (20)小切手番号 9040026
- (21)小切手番号 9040027
- (22)小切手番号 9040028
- (23)小切手番号 9040029
- (24)小切手番号 9040030
- (25)小切手番号 9040031
- (26)小切手番号 9040032
- (27)小切手番号 9040033
- (28)小切手番号 9040034
- (29)小切手番号 9040035
- (30)小切手番号 9040036
- (31)小切手番号 9040037
- (32)小切手番号 9040038
- (33)小切手番号 9040039
- (34)小切手番号 9040040
- (35)小切手番号 9040041
- (36)小切手番号 9040042
- (37)小切手番号 9040043
- (38)小切手番号 9040044
- (39)小切手番号 9040045
- (40)小切手番号 9040046
- (41)小切手番号 9040047
- (42)小切手番号 9040048
- (43)小切手番号 9040049
- (44)小切手番号 9040050

(2)から(4)の小切手の金額、支払人、支払地、振出日、振出地、振出人及び最終所持人は(1)の小切手の記載に同じ

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第5511号

東京都八王子市元本郷町1丁目21番12号 島崎ビル306
債務者 有限会社フィットネスサーク
代表者代表取締役 堀田 強
1 決定年月日時 令和7年8月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 塚本亜里沙
4 破産債権の届出期間 令和7年9月4日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月14日前11時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第5542号

東京都中央区日本橋富沢町4番地10
債務者 株式会社グローバルリング
代表者代表取締役 木村 謙一
1 決定年月日時 令和7年8月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 石田 修一
4 破産債権の届出期間 令和7年9月4日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月7日前10時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1217号

東京都東村山市青葉町1-1-20、商業登記簿上の本店所在地東京都東村山市久米川町三丁目7番地8クリスタルハイツ207
債務者 株式会社Souvenirs
代表者代表取締役 上田 直
1 決定年月日時 令和7年8月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 斎藤 真弘
4 破産債権の届出期間 令和7年9月9日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月12日前10時30分

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1362号

東京都港区浜松町2丁目2番15号浜松町ダイヤビル2F
債務者 株式会社MIND ONE STYLE
代表者代表取締役 石川 清美
1 決定年月日時 令和7年8月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 豊田 憲生
4 破産債権の届出期間 令和7年9月9日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月30日前11時

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第82号

鹿児島県阿久根市港町22番地
債務者 雲丹屋本店松岡株式会社
代表者代表取締役 松岡 重成
1 決定年月日時 令和7年8月5日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 河口友一朗
4 破産債権の届出期間 令和7年9月17日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月31日前11時50分

鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和7年(フ)第51号

群馬県桐生市東5丁目2番27号
債務者 有限会社黒万商店
代表者取締役 黒澤 慶子
1 決定年月日時 令和7年8月8日前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 金井 勇樹
4 破産債権の届出期間 令和7年9月19日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月26日前10時

前橋地方裁判所桐生支部

令和7年(フ)第156号

静岡県富士市岩淵842番地
債務者 株式会社野田商会
代表者代表取締役 野田 展久
1 決定年月日時 令和7年8月8日前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 柿崎 博昭
4 破産債権の届出期間 令和7年9月19日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月22日前10時30分

静岡地方裁判所富士支部

令和7年(フ)第111号

新潟県長岡市坂之上町1丁目1番地4

債務者 有限会社松葉館

代表者取締役 高橋 浩一

- 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐藤 明
- 4 破産債権の届出期間 令和7年10月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月20日前10時30分

新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和7年(フ)第104号

鳥取県鳥取市気高町勝見843番地99

債務者 株式会社中田建築

代表者代表取締役 中田 啓介

- 1 決定年月日時 令和7年8月8日前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松下 敏志
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月8日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月21日前10時

6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

鳥取地方裁判所民事部

令和7年(フ)第599号

神戸市垂水区霞ヶ丘4丁目2番3号

債務者 株式会社竹商

代表者代表取締役 廖 麗香

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後3時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 堀田 亜紀
 - 4 破産債権の届出期間 令和7年9月9日まで
 - 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月12日前11時
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第35号

宮崎県都城市中原町26街区13号

債務者 有限会社高田産業

代表者代表取締役 青木 直人

- 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 川添 正浩
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月16日まで
- 5 一般調査期間 令和7年10月22日から令和7年10月28日まで
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期間の満了時までに異議を述べなければならない。

宮崎地方裁判所都城支部

令和6年(フ)第451号

奈良市あやめ池南8丁目2番46号

債務者 合同会社アルファ・コンサルタント
代表者代表社員 山田 大介、山田 寿美

- 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鳴岡 英司
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月27日前11時

奈良地方裁判所破産係

令和7年(フ)第878号

京都市中京区白壁町442F S Sビル1F

債務者 株式会社フルティッシュモ

代表者代表取締役 福永 郁弥

- 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 坂本 由美
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月29日前10時15分

京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第753号

広島市安芸区船越南4丁目11番28号

債務者 株式会社アール工業

代表者代表取締役 西村 康博

- 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中田 憲悟
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月4日前1時30分

広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第1281号 埼玉県川口市安行出羽3丁目11番16号 債務者 株式会社ダイアップ 代表者代表取締役 伊勢亀祐一 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 前野 雅敬 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月5日午後2時 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第1707号 名古屋市中区丸の内3-21-34 YMビル 4F 債務者 株式会社Iris 代表者代表取締役 横井彩夕梨 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 杉本 将樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月11日午前10時10分 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第116号 宮城県加美郡加美町字中畑74番地の1 債務者 有限会社藤自動車 代表者代表取締役 工藤 靖男 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後4時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 富田 成人 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月21日午前10時 松山地方裁判所西条支部
令和7年(フ)第151号 秋田市桜が丘5丁目12番地3、旧住所秋田市山王7丁目5番10号ワタルビル 債務者 株式会社さくらクリエーション(旧商号:株式会社ヴィジュアルスペース) 代表者代表取締役 成田 佑樹 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 筱川 正典 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月6日午前10時30分 秋田地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第1602号 横浜市旭区南本宿町35-3-407 債務者 株式会社丸健総業 代表者代表取締役 河田 健太 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小池 翼 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月12日午後3時 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第579号 愛知県小牧市小牧5丁目465番地 債務者 株式会社リジョン 代表者代表取締役 横山 敏一 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 野中 光夫 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月13日午後1時10分 仙台地方裁判所古川支部破産係
令和7年(フ)第1196号 大阪市西区立売堀4-4-2-901 債務者 合同会社REAL 代表者代表社員 内藤 学 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大野健太郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月6日午後2時20分 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第600号 神戸市中央区元町通3丁目9番18号 債務者 リーズ・セレクト有限会社 代表者取締役 廖 麗香 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 堀田 垂紀 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月12日午前11時 神戸地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第328号 大分市府内町3丁目7番8号長野ビル1F 債務者 COOLON株式会社 代表者代表取締役 風見 稚葉 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小白川 類 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月13日午後1時40分 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第136号 長野県松本市井川城2丁目10番19号 債務者 松筑建設株式会社 代表者代表取締役 柳澤 賴雄 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 土屋 学 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月10日午前11時 長野地方裁判所松本支部	令和7年(フ)第110号 宮城県大崎市古川字上古川295番地の4 債務者 有限会社佐々木タイヤサービス 代表者取締役 佐々木貴仁 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 下田 麻衣 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月19日午後2時 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第502号 横浜市保土ヶ谷区藤塚町10番43号 債務者 株式会社横浜佐藤工務店 代表者代表取締役 佐藤 敬蔵 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 下田 麻衣 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月19日午後2時 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第1641号 横浜市戸塚区戸塚町2472番地2 債務者 優和株式会社 代表者代表取締役 秋山 利子	令和7年(フ)第82号 愛媛県四国中央市金生町下分969番地の1 債務者 有限会社ケアステーションやすらぎ 代表者代表取締役 大久保富美子	令和6年(フ)第1442号 札幌市豊平区平岸5条10丁目5番5号 債務者 株式会社エントランス 代表者代表取締役 大塚 滋之 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山上 晃広 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月1日午前11時 札幌地方裁判所民事第4部
		令和7年(フ)第98号 広島県呉市中央1丁目5番17号 債務者 株式会社和信 代表者代表取締役 香川 熱 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山岡 嗣也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月4日午後1時30分 広島地方裁判所呉支部
		破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間 次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。
		令和7年(フ)第839号 宮城県名取市ゆりが丘1丁目15番地の3 債務者 延生 一雄 1 決定年月日時 令和7年8月6日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 篠塚 功照 4 破産債権の届出期間 令和7年9月1日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月7日午後1時40分 6 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第422号

神奈川県足柄下郡湯河原町土肥2丁目5番地の2

債務者 田中 由香

- 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 三川真由美
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月12日午後2時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第984号

千葉県市原市旭五所22番地24 シャイン旭A21号室

債務者 田尻 博高

- 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 三浦 基子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月1日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月24日午後1時20分
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1083号

千葉市稻毛区山王町67番地1 アネックス山王2番館103号

債務者 西田 清司

- 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 町田 敬
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月1日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月24日午前11時40分
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1173号

千葉市中央区村田町496番地27 Holly Lands 103号

債務者 中嶋 太

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 三宅 貞信

4 破産債権の届出期間 令和7年9月4日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月27日午後1時40分

- 6 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第236号

千葉県習志野市実穂4丁目13番17-205号

債務者 田代 薫

- 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

- 3 破産管財人 弁護士 藤 俊英
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月1日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月29日午前10時20分
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月22日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第716号

京都府城陽市寺田庭井1番地の7

債務者 西村 堅

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

- 3 破産管財人 弁護士 八ツ元優子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月17日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月5日午前10時15分
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月22日まで
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第1054号

千葉市花見川区こてはし台3丁目21番6号

債務者 鈴木 知樹

- 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

- 3 破産管財人 弁護士 市川 剛
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月1日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月31日午後1時40分
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月24日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1197号

千葉県市原市平田825番地5 中井方

債務者 芦谷 衣実

1 決定年月日時 令和7年8月4日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

- 3 破産管財人 弁護士 中村 恒平
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで

- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月4日午前10時40分
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月28日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1200号

千葉県市川市本塙10番18号 (クリーンハイツ102号)

債務者 岡本 太陽

- 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

- 3 破産管財人 弁護士 加藤 真一
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月4日午後1時20分
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月28日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1210号

千葉県船橋市夏見6丁目22番24号 グランディーフローラムI-104号

債務者 泉 辰徳

- 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

- 3 破産管財人 弁護士 中井 淳一
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月4日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月28日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1236号

千葉県八千代市八千代台北17丁目4番16号

債務者 鎌内 孝行

- 1 決定年月日時 令和7年8月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

- 3 破産管財人 弁護士 佐藤 瞳
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月4日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月28日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1265号

千葉県八千代市下市場2丁目17番18-303号
債務者 萩島 久和

- 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 城戸 盾曉
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月4日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月4日午前11時40分
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月28日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1153号

千葉市若葉区殿台町322番地4

債務者 西松かおり (旧姓田口)

- 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 白方 太郎
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月1日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月5日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月29日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1716号

名古屋市西区中小田井3丁目200番地の2

債務者 竹野 央

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山崎 圭
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月8日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月12日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月29日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第1476号

千葉県船橋市七林町436番地104

債務者 伊原 徹

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 野口 泰三
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月5日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月10日午後1時40分
- 6 免責意見申述期間 令和7年11月4日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

<p>令和7年(フ)第981号 千葉県船橋市松が丘5丁目23番3棟203号 債務者 小林 英樹 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川崎 仁寛 4 破産債権の届出期間 令和7年9月5日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月10日午後1時20分 6 免責意見申述期間 令和7年11月4日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係</p>	<p>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月17日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年11月10日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年8月8日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 城田 孝子 4 破産債権の届出期間 令和7年9月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月12日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部</p>	<p>令和7年(フ)第5054号 東京都江戸川区西瑞江3丁目33-157 債務者 浦野 浩司 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 上野 保 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月2日前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで 東京地方裁判所民事第20部</p>
<p>令和7年(フ)第1253号 千葉県市原市中高根922番地1 債務者 鈴木真梨子 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井野 明梨 4 破産債権の届出期間 令和7年9月5日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月10日午前10時40分 6 免責意見申述期間 令和7年12月8日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年7月31日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊東 秀彦 4 破産債権の届出期間 令和7年9月1日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月15日午前10時40分 6 免責意見申述期間 令和7年12月8日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年8月8日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大高 秀晃 4 破産債権の届出期間 令和7年9月8日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月3日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年11月26日まで 千葉地方裁判所一宮支部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第75号 千葉県茂原市新小巒241番地9 傾債務者 大高 秀晃 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 斎藤 泰斗 4 破産債権の届出期間 令和7年9月8日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月3日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで 東京地方裁判所民事第20部</p>
<p>令和7年(フ)第1067号 千葉市稻毛区宮野木町1793番地22 さいわい コーポ203号 傾債務者 大野 喜昭 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 國吉 宏明 4 破産債権の届出期間 令和7年9月5日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月14日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年11月7日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年8月7日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 平松 孝之 4 破産債権の届出期間 令和7年9月22日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月13日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 黒澤 真志 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月2日前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで 東京地方裁判所民事第20部</p>	<p>令和7年(フ)第5116号 東京都板橋区桜川2丁目17-6 傾債務者 川瀬 智宏 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 谷貝 彰紀 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月2日前11時 6 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで 東京地方裁判所民事第20部</p>
<p>令和7年(フ)第1185号 千葉県船橋市藤原7丁目38番70号 傾債務者 梶原未希子 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 南部 朋子 4 破産債権の届出期間 令和7年9月5日まで</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年8月4日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 清水 秀郎 4 破産債権の届出期間 令和7年9月10日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月21日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 鹿児島地方裁判所川内支部破産係</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松下真由美 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月2日前11時30分 6 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで 東京地方裁判所民事第20部</p>	<p>令和7年(フ)第5151号 東京都中野区本町1丁目15-22-710 傾債務者 飯田 耕一(旧姓蛭村) 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 横山 太郎 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月2日前11時30分 6 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで 東京地方裁判所民事第20部</p>
<p>令和7年(フ)第118号 千葉県市原市中高根922番地1 傾債務者 鈴木真梨子 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井野 明梨 4 破産債権の届出期間 令和7年9月5日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月10日午前10時40分 6 免責意見申述期間 令和7年12月8日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年7月31日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊東 秀彦 4 破産債権の届出期間 令和7年9月1日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月15日午前10時40分 6 免責意見申述期間 令和7年12月8日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年8月8日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大高 秀晃 4 破産債権の届出期間 令和7年9月8日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月3日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年11月26日まで 千葉地方裁判所一宮支部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第515号 東京都中野区本町1丁目15-22-710 傾債務者 飯田 耕一(旧姓蛭村) 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 横山 太郎 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月2日前11時30分 6 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで 東京地方裁判所民事第20部</p>

令和7年(フ)第5166号

神奈川県横浜市旭区今川町3-3-403

債務者 松本 憲昌

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 滝口 博一
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月2日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第5183号

東京都板橋区若木2丁目3-6-405

債務者 星 彩加

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 杉村亜紀子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月2日前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第5197号

東京都武蔵野市関前3丁目1-9-205

債務者 大野 晃弘

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 武田 麻依
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月2日前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第5201号

東京都千代田区東神田3丁目2-4-607

債務者 尾方 龍也

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 水上 卓
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月2日前11時30分

6 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第5202号

東京都足立区梅田2丁目18-19-202

債務者 前田 錠也

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 三浦 裕和
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月2日前11時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第5203号

東京都中野区江古田2丁目14-13 沼袋第4
102

債務者 小林 輝子

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小野 貴朗
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月2日前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第5208号

東京都板橋区坂下3丁目12-9

債務者 梶下田満也

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鈴木 良
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月2日前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第5211号

東京都杉並区高井戸西1丁目33-8-101

債務者 中野 親彦

1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 増田 薫則

4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月2日前1時30分

6 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第5249号

東京都板橋区西台4丁目4-37-607

債務者 小林 宮子

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 水田 公章
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月2日前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第5250号

東京都板橋区西台4丁目4-37-607

債務者 小林 正憲

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 水田 公章
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月2日前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第5252号

東京都中野区白鷺2丁目17-10-203

債務者 小峰 義次

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中台 翔太
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月2日前2時
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第5253号

東京都大田区蒲田本町1丁目13-6-205

債務者 松田 直美

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 西川 洋司
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月2日前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第5255号

東京都葛飾区南水元4丁目11-24

債務者 早川 秀吉

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐藤 浩太
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月2日前11時
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第5256号

東京都練馬区貫井1丁目30-21-102

債務者 伊藤 充明

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 宮本 理史
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月2日前2時
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第5258号

東京都葛飾区東新小岩2丁目20-1-117

債務者 丸山ゆうこ

- 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 康 仙華
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月2日前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第5259号	東京都足立区西新井4丁目20-15 グリーンパレスM1 102 債務者 益子 政雄 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小河 洋介 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月2日前10時 6 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第5261号	東京都大田区東糀谷3丁目4-3-507 債務者 実川 史拓 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 二部 新吾 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月2日前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第5263号	東京都江戸川区東葛西5丁目56-17-201 債務者 梶原 司夫 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 磯 孝幸 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月2日前11時 6 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第5267号	東京都荒川区南千住6丁目20-6 債務者 秋田 博 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤 康博 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月2日前11時 6 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第5299号	東京都品川区西大井1丁目12-1-201 債務者 山縣 寛人 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 亀ヶ谷貴之 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月2日前10時 6 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第5318号	東京都世田谷区千歳台1丁目23-9-301 債務者 中島知也良 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 三井 稔賀 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月2日前11時30分 6 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第5374号	東京都文京区目白台1丁目17-8-307 債務者 安達 陽人 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 竹本 大志 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月2日前2時 6 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第5046号	東京都狛江市元和泉3丁目1-5-101 債務者 李 剛士 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田中 慎一 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月3日前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第5050号	東京都中野区東中野2丁目3-9-102 債務者 岸 洋輔 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 今津 信裕 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月3日前11時 6 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第5114号	東京都墨田区菊川2丁目5-14-1201 アーバネックス菊川Ⅲ 債務者 西住 友里 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鳥羽 浩司 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月3日前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第5115号	東京都足立区中央本町5丁目20-6-804 債務者 井野 淳子 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 各務 武希 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月3日前1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第5117号	東京都渋谷区富ヶ谷2丁目16-15-104 債務者 林 新次 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 北條友里恵 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月3日前10時 6 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第5112号	東京都板橋区宮本町53-4 債務者 安斎 勇二 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 野竹 夏江 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月3日前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第5113号	東京都中野区中野1丁目27-1-202 債務者 新部 淳 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 下田 正彦 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月3日前10時 6 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第5143号	東京都豊島区千早4丁目26-12 債務者 長澤 幸枝 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 水田 修義 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月3日前11時 6 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ) 第5144号
東京都豊島区千早4丁目26-12
債務者 長澤 祐司

1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 水田 修義
4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聽取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月3日午前11時
6 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ) 第5157号
東京都練馬区豊玉北4丁目32-12-201
債務者 大野 淳

1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 大澤 一隆
4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聽取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月3日午前10時
6 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ) 第5163号
東京都狛江市西野川2丁目33-11-202
債務者 根本 竜太

1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 在間 文康
4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聽取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月3日午前10時
6 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ) 第5164号
東京都台東区下谷3丁目19-6-405
債務者 奥野 祐介

1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 関口 政貴
4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月3日午後1時30分

6 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ) 第5194号
東京都江戸川区中葛西3丁目19-6-201
債務者 赤羽 忠
1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 村山圭一郎
4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月3日午前11時
6 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ) 第5196号
東京都江戸川区新堀1丁目21-5-301
債務者 磯脇 健二
1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 畑本 義之
4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月3日午前11時
6 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ) 第5199号
東京都江戸川区北小岩8丁目8-18 エムコート第1 202
債務者 吉野 政志
1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 柴崎 悠介
4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月3日午前10時
6 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ) 第5205号
東京都大田区本羽田2丁目2-14-202
債務者 箱崎 徳忠

1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 阿部 清彦
4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月3日午後1時30分
6 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第5209号
東京都杉並区西荻北1丁目8-20-201
債務者 藤田 星良
1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 鈴木 悠平
4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月3日午前10時
6 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第5218号
東京都墨田区文花1丁目11-12-606
債務者 田住 朝哉
1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 古島 守
4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月3日午前10時30分
6 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第5227号
東京都調布市上石原1丁目30-9 森田コープI-C
債務者 齊藤 智也
1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 村山 森彦
4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月3日午前10時
6 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第5228号
東京都新宿区北新宿3丁目30-9-203
債務者 高山光秀こと 金 廣壽
1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 村上 弓恵
4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月3日前午10時
6 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第5254号
東京都江戸川区西瑞江4丁目22-2-401
債務者 大塚 功己
1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 秦 真太郎
4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月3日前午10時30分
6 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第5260号
東京都江戸川区東小松川4丁目56-7
債務者 室田 道夫
1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 成田 周平
4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月3日前午後2時
6 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第5266号
東京都杉並区久我山1丁目8-10-310 久我山一丁目第2アパート
債務者 坂本 直生
1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 高橋 美和
4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月3日前午11時
6 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで
東京地方裁判所民事第20部

<p>令和7年(フ)第5297号 東京都新宿区若松町22-12-202 債務者 田中 正行</p> <p>1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 横手 聰 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月10日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 東京地方裁判所民事第20部</p> <p>令和7年(フ)第5328号 東京都新宿区若宮町10-3-401、住民票上の住所東京都新宿区余丁町11-12-406 債務者 西條 譲(旧姓秋本)</p> <p>1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 飯塚 順子 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月10日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 東京地方裁判所民事第20部</p> <p>令和7年(フ)第5118号 兵庫県三田市上井沢190番地3 103号、従前の住所京都府舞鶴市字和江192番地 債務者 細見 順夫</p> <p>1 決定年月日時 令和7年8月6日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 斎藤 哲 4 破産債権の届出期間 令和7年9月10日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月21日午後1時40分 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 7 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 神戸地方裁判所第3民事部</p> <p>令和7年(フ)第638号 兵庫県芦屋市大原町17番13号、従前の住所神戸市東灘区本山北町6丁目13番35-401号 債務者 今石 雄介</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年8月5日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士法人 神戸シティ法律事務所 4 破産債権の届出期間 令和7年9月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月28日午前10時30分 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。</p> <p>7 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 神戸地方裁判所第3民事部</p> <p>令和7年(フ)第140号 兵庫県伊丹市北河原2丁目3番4号 債務者 北村 由香</p> <p>1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田尻 志麻 4 破産債権の届出期間 令和7年9月8日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月13日午前10時15分 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。</p> <p>7 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで 神戸地方裁判所伊丹支部破産係</p> <p>令和7年(フ)第339号 宮崎市堀川町39番地1 スカイハイツ堀川101号 債務者 森 慎太郎</p> <p>1 決定年月日時 令和7年8月8日午後1時30分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 青木 大樹 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 宮崎地方裁判所破産係</p> <p>令和7年(フ)第36号 宮崎県宮崎市佐土原町下田島9674番地1 ブランシェ・佐土原D102号、前住所宮崎県都城市郡元町2758番地4 債務者 青木 直人</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年8月8日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川添 正浩 4 免責意見申述期間 令和7年10月28日まで 宮崎地方裁判所都城支部</p> <p>破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間</p> <p>令和7年(フ)第5332号 東京都新宿区中落合3丁目25-11-201 債務者 葛西 徳久</p> <p>1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。</p> <p>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。</p> <p>4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月7日午後2時30分 東京地方裁判所民事第20部</p> <p>令和7年(フ)第5334号 東京都足立区中央本町1丁目9-3-307 債務者 安田 幸正</p> <p>1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。</p> <p>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。</p> <p>4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月7日午後2時 東京地方裁判所民事第20部</p> <p>令和7年(フ)第5342号 東京都足立区伊興1丁目7-8 債務者 安田こゆき</p> <p>1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。</p> <p>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。</p> <p>4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月7日午後2時 東京地方裁判所民事第20部</p> <p>令和7年(フ)第5346号 東京都板橋区宮本町60-9-408 債務者 高平愛衣加</p> <p>1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。</p> <p>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。</p> <p>4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月7日午前11時 東京地方裁判所民事第20部</p>
--	--	--

令和7年(フ)第5386号	東京都豊島区西池袋2丁目29-23-102 債務者 旭田 明生 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月7日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部	
令和7年(フ)第5389号	東京都板橋区徳丸6丁目2-7-301 債務者 吉田 利香 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月7日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部	
令和7年(フ)第5394号	東京都豊島区南長崎2丁目4-5-101 債務者 横田 拓海 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月7日午前11時
東京地方裁判所民事第20部	
令和7年(フ)第5395号	東京都練馬区関町南4丁目14-32-503 債務者 水上あゆみ 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月7日午前11時
東京地方裁判所民事第20部	

令和7年(フ)第5397号	東京都足立区大谷田4丁目20-7-401 債務者 岩渕たき子 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月7日午前11時
東京地方裁判所民事第20部	
令和7年(フ)第5398号	東京都江戸川区一之江7丁目20-2-202 債務者 三浦 一美 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月7日午後2時30分
東京地方裁判所民事第20部	
令和7年(フ)第5449号	東京都葛飾区柴又1丁目40-4 債務者 井上千恵子 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月7日午後2時
東京地方裁判所民事第20部	
令和7年(フ)第5456号	東京都渋谷区本町5丁目8-14-405 債務者 松倉 彩海 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月7日午後2時30分
東京地方裁判所民事第20部	

令和7年(フ)第5458号	東京都大田区本羽田1丁目12-7-101 債務者 上林 恵 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月7日午前11時
東京地方裁判所民事第20部	
令和7年(フ)第5481号	東京都葛飾区西亀有3丁目8-7-104 債務者 高田恵実こと 鄭 恵実 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月7日午後2時30分
東京地方裁判所民事第20部	
令和7年(フ)第3012号	大阪市平野区平野南2丁目5番28号 債務者 古瀬 和則 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで 5 免責審尋期日 令和7年11月7日午後1時30分
大阪地方裁判所第6民事部	
令和7年(フ)第3183号	大阪府東大阪市玉串町西1丁目3番2-208号 債務者 角田 恒 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで 5 免責審尋期日 令和7年11月7日午後1時30分
大阪地方裁判所第6民事部	

令和7年(フ)第3306号	大阪府枚方市招提元町2丁目35番23-303号 債務者 工藤 修人 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月21日午後1時30分
大阪地方裁判所第6民事部	
令和7年(フ)第3616号	大阪府寝屋川市香里北之町22番4号 債務者 菊川 聖香 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月21日午後1時30分
大阪地方裁判所第6民事部	
令和7年(フ)第5193号	東京都東久留米市下里3丁目23-14-306 債務者 宮島小百合 1 決定年月日時 令和7年8月6日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部	
令和7年(フ)第5452号	東京都足立区佐野1丁目22-26-201 債務者 手塚 大貴 1 決定年月日時 令和7年8月5日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部	

破産手続終結**令和6年(フ)第1101号**

神戸市中央区北長狭通1-20-2 TAKA
I. BLD. 6F

破産者 合同会社GLOBE

- 1 決定年月日 令和7年8月5日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第100号

沖縄県国頭郡今帰仁村字諸志87番地

破産者 株式会社Calm life

- 1 決定年月日 令和7年8月5日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

神戸地方裁判所第3民事部

令和5年(フ)第26号

最後の住所 愛媛県四国中央市川之江町2466番地の3

破産者 亡中西勉相続財産

- 1 決定年月日 令和7年8月6日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

松山地方裁判所西条支部

令和6年(フ)第18号

三重県北牟婁郡紀北町東長島2340番地3

破産者 根来 魁

- 1 決定年月日 令和7年8月7日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

津地方裁判所熊野支部

令和6年(フ)第6号

岡山県新見市哲西町上神代4072番地1

破産者 三栄コンクリート工業株式会社

- 1 決定年月日 令和7年8月7日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

岡山地方裁判所新見支部

令和7年(フ)第33号

千葉県大網白里市駒込440番地8 大あみハイツB棟512号、前住所千葉県東金市北之幸谷248番地19

破産者 古賀 茂雄

- 1 決定年月日 令和7年8月8日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和7年(フ)第34号

千葉県大網白里市駒込440番地8 大あみハイツB棟512号、前住所千葉県東金市北之幸谷248番地19

破産者 古賀 葉子

- 1 決定年月日 令和7年8月8日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和6年(フ)第44号

京都府綴喜郡宇治田原町大字南小字堂後57番地

破産者 株式会社ウザワコーポレーション

- 1 決定年月日 令和7年8月8日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

津地方裁判所松阪支部

破産手続終結及び免責許可決定**令和6年(フ)第249号**

福島県伊達市保原町字東台後60番地1、開始決定時の住所福島県伊達市保原町字大和66番地2

破産者 高橋 利吉

- 1 決定年月日 令和7年8月6日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福島地方裁判所

令和6年(フ)第10号

埼玉県飯能市大字中山461番地1 ウエルスイ中山A-101

破産者 坂井 幸一

- 1 決定年月日 令和7年8月6日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所川越支部

令和6年(フ)第899号

埼玉県飯能市大字岩沢6番地3

破産者 西尾 一義

- 1 決定年月日 令和7年8月6日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所川越支部

令和5年(フ)第47号

長野県佐久市春日2701番地2

破産者 土屋 竹彦

- 1 決定年月日 令和7年8月6日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

長野地方裁判所佐久支部

令和6年(フ)第466号

名古屋市東区白壁2-14-27 パークアクシス白壁806、住民票上の住所名古屋市北区清水3丁目7番8号

破産者 松川佳道こと KIM SUN DU
K 金 善徳

- 1 決定年月日 令和7年8月6日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2478号

東京都千代田区永田町2丁目13番14-3403号、開始決定時の住所名古屋市中区富士見町4番12号 Y Z m a h o r o b a 1102号

破産者 辻 貴雅

- 1 決定年月日 令和7年8月6日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和5年(フ)第29号

京都府京丹後市大宮町河辺1245番地の1

破産者 矢谷 京子

- 1 決定年月日 令和7年8月6日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

京都地方裁判所宮津支部

令和6年(フ)第345号

岡山市北区花尻みどり町3番地128 MヴィラージュH号室、旧住所岡山市北区野田1丁目4番26号 サーパス野田公園606号

破産者 江島 慶太

- 1 決定年月日 令和7年8月6日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

岡山地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第260号

広島市安佐南区相田6丁目10番19号、開始決定時の住所広島市東区牛田旭2丁目12番12号

破産者 谷口 昇

- 1 決定年月日 令和7年8月6日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第11号

福岡県柳川市新町43番地1、開始決定時の住所福岡県筑後市大字野町379番地
破産者 大靄 洋海

- 1 決定年月日 令和7年8月6日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所八女支部破産係

令和6年(フ)第41号

北海道北見市小泉469番地7 ハイツラーク203号
破産者 西藤 和幸

- 1 決定年月日 令和7年8月7日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

釧路地方裁判所北見支部破産係

令和6年(フ)第117号

富山県砺波市鷹栖出783番地4、開始決定時の住所富山県小矢部市清水333番地
破産者 中川 政勝

- 1 決定年月日 令和7年8月7日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

富山地方裁判所高岡支部

令和6年(フ)第144号

富山県砺波市鹿島270番地
破産者 水野 賢志

- 1 決定年月日 令和7年8月7日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

富山地方裁判所高岡支部

令和6年(フ)第468号

兵庫県三田市すずかけ台2丁目1番地 2棟203号
破産者 益重 勝利

- 1 決定年月日 令和7年8月5日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第768号

神戸市垂水区霞ヶ丘6丁目8番34-305号
破産者 川上 貴司

- 1 決定年月日 令和7年8月5日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第3号

福島県白河市石切場54番地4
破産者 根本恵美子

- 1 決定年月日 令和7年8月6日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

令和6年(フ)第69号

長野県飯田市追手町2丁目676番地9
破産者 小林 紀之

- 1 決定年月日 令和7年8月6日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

令和6年(フ)第666号

兵庫県川西市けやき坂5丁目5番地の1
1-121、開始決定時の住所神戸市灘区新在家南町3丁目2番56号 DKハウス神戸224号室
破産者 メープルリフォームこと 芳崎 賢吾

- 1 決定年月日 令和7年8月6日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。

- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第48号

愛媛県四国中央市三島朝日1丁目2番44号
破産者 森下 啓三

- 1 決定年月日 令和7年8月6日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

令和6年(フ)第1392号

名古屋市中川区江松2丁目233番地 シティファミリー江松503号、開始決定時の住所名古屋市中川区下之一色町字宮分31番地の4
破産者 松本 和才

- 1 決定年月日 令和7年8月7日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2369号

愛知県尾張旭市緑町緑ヶ丘100番地14 本地ヶ原住宅9-301
破産者 浅井 一浩

- 1 決定年月日 令和7年8月7日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第14号

岡山県倉敷市阿知3丁目22番6号
破産者 河村 一浩

- 1 決定年月日 令和7年8月7日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和6年(フ)第5号

岡山県新見市哲西町上神代4067番地3
破産者 川原 勝美

- 1 決定年月日 令和7年8月7日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所新見支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

令和7年(フ)第37号

福岡県行橋市大橋1丁目1番20号 ファミール今川202号
破産者 鹿島 英樹

- 1 破産債権の届出期間 令和7年9月4日まで
- 2 一般調査期日 令和7年9月25日午前11時20分

令和7年8月6日
福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和7年(フ)第40号

長野県上高井郡小布施町大字小布施1210番地29
破産者 関谷 啓次

- 1 破産債権の届出期間 令和7年9月8日まで
- 2 一般調査期日 令和7年11月17日午前10時
令和7年8月7日

長野地方裁判所民事部破産係

令和6年(フ)第44号

福岡県久留米市西町1472番地3 天神アコルマンション504号、開始決定時の住所福岡県大川市大字鬼古賀594番地
破産者 田中 哲也

- 1 破産債権の届出期間 令和7年9月8日まで
- 2 一般調査期日 令和7年10月29日午後3時
令和7年8月7日

福岡地方裁判所柳川支部破産係

令和7年(フ)第445号

北九州市門司区藤松3丁目8番19号
破産者 川本 康博

- 1 破産債権の届出期間 令和7年9月8日まで
- 2 一般調査期日 令和7年9月24日午後1時30分

令和7年8月7日
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和6年(フ)第561号 兵庫県加古川市神野町神野1093番地 破産者 木下佳寿子 1 破産債権の届出期間 令和7年9月11日まで 2 一般調査期日 令和7年11月6日午前10時30分 令和7年8月7日 神戸地方裁判所姫路支部
令和7年(フ)第181号 兵庫県加古郡稻美町印南63番地 破産者 大西 正智 1 破産債権の届出期間 令和7年9月11日まで 2 一般調査期日 令和7年11月6日午前11時20分 令和7年8月7日 神戸地方裁判所姫路支部
令和6年(フ)第181号 兵庫県加古川市加古川町木村698番地の1 シャーメゾン木村101号 破産者 上月 由貴 1 破産債権の届出期間 令和7年9月12日まで 2 一般調査期日 令和7年11月6日午前11時30分 令和7年8月8日 神戸地方裁判所姫路支部
令和6年(フ)第1749号 大阪市西区南堀江4丁目30-21 破産者 株式会社アビディング 1 破産債権の届出期間 令和7年9月19日まで 2 一般調査期日 令和7年10月20日午後1時40分 令和7年8月7日 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第19号 大分県佐伯市米水津大字利浦字内越浦1816番地 破産者 有限会社小松商店 1 破産債権の届出期間 令和7年9月19日まで 2 一般調査期日 令和7年11月18日午後1時30分 令和7年8月7日 大分地方裁判所佐伯支部破産係
令和7年(フ)第653号 札幌市白石区北郷2条14丁目14番地3 破産者 株式会社ガレージフォーレスト 1 破産債権の届出期間 令和7年9月30日まで 2 一般調査期日 令和7年11月6日午前10時 令和7年8月7日 札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第35号 岡山県玉野市長尾586番地 サマックスアベニュー 106号室 破産者 井上 健太 1 破産債権の届出期間 令和7年10月6日まで 2 一般調査期日 令和7年11月11日午前10時40分 令和7年8月7日 岡山地方裁判所第3民事部
書面による計算報告
次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならぬ。
令和7年(フ)第1286号 大阪市北区長柄東2丁目4番1-1107号 破産者 笹岡 健人 異議申述期間 令和7年10月2日まで 令和7年8月7日 大阪地方裁判所第6民事部
特別清算終結
令和6年(ヒ)第3号 埼玉県羽生市大字上新郷1471番地 清算株式会社 株式会社竹内商事 代表清算人 植村 俊永 1 決定年月日 令和7年8月1日 2 主文 本件特別清算手続を終結する。 さいたま地方裁判所熊谷支部
令和7年(ヒ)第1002号 横浜市中区港町2丁目9番地 清算株式会社 マイクロ・ダイヤモンド株式会社 1 決定年月日 令和7年7月31日 2 主文 本件特別清算手続を終結する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(ヒ)第1号 兵庫県姫路市吳服町70番地 清算株式会社 株式会社C S管理会社 1 決定年月日 令和7年7月31日 2 主文 本件特別清算手続を終結する。 神戸地方裁判所姫路支部

監督命令
令和7年(再)第28号 東京都小金井市梶野町5丁目11番1号バピス プラザアネックス1階・2階 再生債務者 医療法人社団翠緑会 1 主文 再生債務者について監督委員による監督を命ずる。 2 監督委員 東京都千代田区神田神保町2丁目3番1号 岩波書店アネックス8階 新千代田総合法律事務所 弁護士 伊達 雄介 令和7年8月1日 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(再)第29号 東京都江戸川区南篠崎町2丁目1番8号 再生債務者 倉持 清 1 主文 再生債務者について監督委員による監督を命ずる。 2 監督委員 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング4階 安藤総合法律事務所 弁護士 安藤 信彦 令和7年8月1日 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(再)第30号 東京都墨田区押上2丁目13番1-1301号 再生債務者 倉持 広多 1 主文 再生債務者について監督委員による監督を命ずる。 2 監督委員 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング4階 安藤総合法律事務所 弁護士 安藤 信彦 令和7年8月1日 東京地方裁判所民事第20部
再生計画認可

令和6年(再)第1号 鳥取県米子市夜見町2845番地 再生債務者 メタルリボーン株式会社 1 主文 令和7年4月24日付け再生債務者提出の再生計画を認可する。 2 理由の要旨 決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条2項各号に定める事由はない。 令和7年8月1日 鳥取地方裁判所米子支部

小規模個人再生による再生手続開始
令和7年(再イ)第157号 札幌市手稲区前田7条12丁目5番15-206号 再生債務者 高畠 翼 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月28日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月11日から令和7年9月18日まで 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(再イ)第4号 千葉市中央区南生実町1282番地4 再生債務者 大友 栄一 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月28日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月11日から令和7年9月25日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(再イ)第128号 千葉県習志野市藤崎1丁目7番16号 セカンドクレスト103号 再生債務者 渡部純之介 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月28日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月11日から令和7年9月25日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(再イ)第29号 三重県三重郡菰野町大羽根園青葉町16番地5 再生債務者 西増 健一 1 決定年月日時 令和7年8月8日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月29日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月5日から令和7年9月12日まで 津地方裁判所四日市支部

令和7年（再イ）第65号 福岡県遠賀郡水巻町古賀1丁目13番9号 再生債務者 井地 健二 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月4日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月11日から令和7年9月18日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	1 決定年月日時 令和7年8月8日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月12日から令和7年9月26日まで 津地方裁判所松阪支部	令和7年（再イ）第42号 大分市明磯町1丁目4番8号 そりあーど・おくだB棟102 再生債務者 賀来 隼 1 決定年月日時 令和7年8月8日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月19日から令和7年10月10日まで 大分地方裁判所民事第1部破産再生係	令和7年（再イ）第14号 千葉県市原市宮原875番地3 再生債務者 井上 修一 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月7日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月25日まで 令和7年8月7日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年（再イ）第37号 盛岡市三本柳12地割18番地26 再生債務者 堀間 広行 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月19日から令和7年10月3日まで 盛岡地方裁判所第2民事部	1 決定年月日時 令和7年8月8日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月19日から令和7年10月10日まで 神戸地方裁判所姫路支部	令和7年（再イ）第25号 宮崎市昭和町31番地 コンフォートグランデ101号 再生債務者 杉田 広樹 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後1時30分 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月19日から令和7年10月10日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（再イ）第152号 東京都練馬区大泉町2-14-9 再生債務者 佐藤志保子 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月28日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月25日まで 令和7年8月7日 東京地方裁判所民事第20部
令和7年（再イ）第8号 群馬県桐生市相生町2丁目288番地の1 再生債務者 阿久津幸弘 1 決定年月日時 令和7年8月8日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月19日から令和7年10月10日まで 前橋地方裁判所桐生支部	1 決定年月日時 令和7年8月8日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月12日から令和7年9月19日まで 山口地方裁判所宇部支部	令和7年（再イ）第44号 宮崎地方裁判所民事部個人再生係 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月16日から令和7年9月30日まで 宮崎地方裁判所民事部個人再生係	令和7年（再イ）第164号 東京都江東区東砂8-6-2-506 再生債務者 大古 浩一 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月4日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月25日まで 令和7年8月7日 東京地方裁判所民事第20部
令和7年（再イ）第146号 神奈川県鎌倉市扇ガ谷1丁目7番28号 T's court A号室 再生債務者 熊木 崇 1 決定年月日時 令和7年8月8日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月19日から令和7年9月26日まで 佐賀地方裁判所民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年8月8日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月19日から令和7年9月26日まで 佐賀地方裁判所民事部破産係	令和7年（再イ）第27号 佐賀市愛敬町5番23-602号 スタービンテージ 再生債務者 小山 靖子 1 決定年月日時 令和7年8月7日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月16日から令和7年9月30日まで 大阪地方裁判所堺支部個人再生係 小規模個人再生による書面決議に付する決定	令和7年（再イ）第165号 千葉県松戸市馬橋1844-2-105 再生債務者 牧志 朝英 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月31日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月25日まで 令和7年8月7日 東京地方裁判所民事第20部
令和7年（再イ）第8号 愛知県豊橋市下地町字横山36番地 レオパレスアンビシャス108、前住所三重県松阪市下蛸路町507番地 再生債務者 瓦谷 拓也	1 決定年月日時 令和7年8月8日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年9月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月19日から令和7年9月26日まで 佐賀地方裁判所武雄支部破産再生係	令和6年（再イ）第270号 横浜市旭区二俣川2丁目13番地3 ファミール幸栄407 再生債務者 小松 良二 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月22日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月22日まで 令和7年8月8日 横浜地方裁判所第3民事部再生係	令和7年（再イ）第184号 東京都千代田区岩本町3-3-8-804 再生債務者 内久根飛鳥 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月5日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月25日まで 令和7年8月7日 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第9号

群馬県前橋市幸塚町188番地2

再生債務者 椎名 優介

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月14日
付け再生計画案

- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月
28日まで

令和7年8月7日

前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(再イ)第24号

さいたま市見沼区大字中川737番地6

再生債務者 鈴木 亮介

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月31日
付け再生計画案

- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月
28日まで

令和7年8月7日

さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第46号

埼玉県川口市大字芝6943番地の41

再生債務者 鶩宮 茂

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月28日
付け再生計画案

- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月
28日まで

令和7年8月7日

さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第69号

埼玉県上尾市大字領家110番地28

再生債務者 若林雄一郎

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月1日
付け再生計画案

- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月
28日まで

令和7年8月7日

さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第17号

福岡県久留米市東合川3丁目14番9 ハミル
トン21 108号

再生債務者 箱川 真也

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月24日
付け再生計画案

- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月
28日まで

令和7年8月7日

福岡地方裁判所久留米支部個人再生係

令和7年(再イ)第9号

山形県米沢市下花沢3丁目3番44号 コーポ
弓町C-2号室

再生債務者 今野 幸子

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月30日
付け再生計画案

- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月
29日まで

令和7年8月8日 山形地方裁判所米沢支部

令和7年(再イ)第20号

大分市大字萩尾349番地の1

再生債務者 三浦 恵太

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月23日
付け再生計画案

- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月
29日まで

令和7年8月8日

大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(再イ)第15号

北海道河東郡音更町木野大通東17丁目2番地
24

再生債務者 清島 明美

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月24日
付け再生計画案

- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月
2日まで

令和7年8月8日

釧路地方裁判所帶広支部再生係

令和7年(再イ)第11号

山梨県南巨摩郡南部町十島666番地4

再生債務者 斎藤 瑞星

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月24日
付け再生計画案

- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月
4日まで

令和7年8月7日

甲府地方裁判所民事部破産係

令和7年(再イ)第28号

大阪府柏原市上市1丁目6番1-102号 マ
ンション パール

再生債務者 後藤 慎予

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月4日
付け再生計画案

- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月
4日まで

令和7年8月7日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和7年(再イ)第30号

大阪府柏原市田辺2丁目1番56号

再生債務者 脇本 浩之

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月25日
付け再生計画案

- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月
4日まで

令和7年8月7日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和7年(再イ)第49号

大阪府高石市高師浜3丁目4番9号

再生債務者 南 尚美

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月1日
付け再生計画案

- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月
4日まで

令和7年8月7日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和7年(再イ)第19号

奈良市佐保谷西町63番地の1 リベ・グラ
ト平城山ステーションフロント601号

再生債務者 佐倉 正記

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月17日
付け再生計画案

- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月
4日まで

令和7年8月7日

奈良地方裁判所

令和7年(再イ)第18号

和歌山市内原937番地18

再生債務者 鈴木 巧一

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月28日
付け再生計画案

- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月
4日まで

令和7年8月7日

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(再イ)第7号

北海道余市郡赤井川村落合257-6 (住民票
上の住所) 札幌市中央区宮の森2条8丁目2
番1号

再生債務者 橋本 圭司

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月30日
付け再生計画案

- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月
5日まで

令和7年8月8日

令和7年(再イ)第11号

北海道旭川市東4条9丁目2番8号

再生債務者 川崎 大輔

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月6日
付け再生計画案

- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月
5日まで

令和7年8月8日 旭川地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第24号

大津市坂本3丁目33番14号

再生債務者 西田 紘之

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月30日
付け再生計画案

- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月
5日まで

令和7年8月8日

大津地方裁判所民事部再生係

令和7年(再イ)第10号

佐賀県伊万里市伊万里町甲438番地

再生債務者 中島 裕則

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月8日
付け再生計画案

- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月
5日まで

令和7年8月8日

佐賀地方裁判所武雄支部破産再生係

令和7年(再イ)第1号

京都府宮津市宇万年1122番地

再生債務者 矢野設備こと 矢野 信二

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月24日
付け再生計画案

- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月
8日まで

令和7年8月8日 京都地方裁判所宮津支部

令和7年(再イ)第2号

滋賀県長浜市高月町落川249番地1 メゾン
ドA 101号室

再生債務者 石崎 成治

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月31日
付け再生計画案

- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月
12日まで

令和7年8月8日

大津地方裁判所長浜支部個人再生係

令和7年（再イ）第1号 長崎県平戸市大久保町1235番地3 再生債務者 竹田 一也 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月14日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月28日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月4日まで 令和7年8月7日 長崎地方裁判所平戸支部破産再生係	1 決議に付する再生計画案 令和7年7月7日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月29日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月5日まで 令和7年8月8日 神戸地方裁判所姫路支部 令和7年（再イ）第6号 鳥取県米子市旗ヶ崎7丁目12番20号 再生債務者 井田 夕也 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月24日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月29日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月29日まで 令和7年8月8日 鳥取地方裁判所米子支部 令和7年（再イ）第1号 鹿児島県薩摩川内市永利町5126番地4 再生債務者 市原 潤 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月29日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9月2日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月2日まで 令和7年8月5日 鹿児島地方裁判所川内支部個人再生係 令和7年（再イ）第13号 広島市西区己斐大迫3丁目33番16号 再生債務者 井上 和博 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月18日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9月4日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月4日まで 令和7年8月7日 広島地方裁判所民事第4部 令和7年（再イ）第3号 高知県宿毛市西片島3番5号 再生債務者 中武 正弘 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月26日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9月4日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月4日まで 令和7年8月7日 高知地方裁判所中村支部	令和7年（再イ）第37号 広島市東区温品5丁目23番19号 再生債務者 野添 憲彦 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月17日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9月5日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月5日まで 令和7年8月8日 広島地方裁判所民事第4部 小規模個人再生による再生手続廃止 令和6年（再イ）第81号 広島市安芸区矢野西6丁目26番18号 再生債務者 仁田 洋己 1 主文 本件再生手続を廃止する。 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法191条2号に定める事由がある。 令和7年8月8日 広島地方裁判所民事第4部 給与所得者等再生による再生手続開始 令和7年（再口）第1号 秋田県横手市赤坂字甚吉森63番地16 再生債務者 赤川 貴 1 決定年月日時 令和7年8月8日午後1時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月29日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月12日から令和7年9月22日まで 秋田地方裁判所横手支部 給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取 令和7年（再口）第10011号 東京都新宿区若松町21-19 再生債務者 山来 雅彦 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年7月8日付け再生計画案 2 書面で意見を述べができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和7年8月25日まで 令和7年8月7日 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（再口）第2号 福島県白河市関辺大北向33番地9 再生債務者 寺門 広文 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年7月17日付け再生計画案 2 書面で意見を述べができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和7年8月28日まで 令和7年8月7日 福島地方裁判所白河支部再生係 令和7年（再口）第3号 堺市北区東三国ヶ丘町1丁1番1-220号 再生債務者 カン・ソップ（姜碩富） 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年7月22日付け再生計画案 2 書面で意見を述べができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和7年9月4日まで 令和7年8月7日 大阪地方裁判所堺支部個人再生係 給与所得者等再生による再生計画認可 令和7年（再口）第2号 北九州市門司区大字伊川683番地3 再生債務者 佐藤 妙子 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年8月6日 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部 給与所得者等再生による再生計画認可 令和7年（再口）第1号 栃木県大田原市加治屋94番地560 再生債務者 佐藤 農 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年8月7日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年8月8日 宇都宮地方裁判所大田原支部
---	--	--	--

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、乙は甲が従事する、ウォーターサービス事業を含むインダストリアル事業にかかる権利義務を承継し甲はそれを承継させることになりました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年四月三十日

(乙) 掲載 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年四月三十日

(甲) 掲載 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年四月三十日

(乙) 掲載 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年四月三十日

(甲) 掲載 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年四月三十日

(乙) 掲載 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年四月三十日

(甲) 掲載 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年四月三十日

(乙) 掲載 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年四月三十日

(甲) 掲載 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年四月三十日

(乙) 掲載 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年四月三十日

(甲) 掲載 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年四月三十日

(乙) 掲載 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年四月三十日

(甲) 掲載 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年四月三十日

(乙) 掲載 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年四月三十日

(甲) 掲載 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年四月三十日

(乙) 掲載 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年四月三十日

(甲) 掲載 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年四月三十日

(乙) 掲載 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年四月三十日

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、乙は甲が従事する、LEDシリコン及びセミパッケージングシリコン事業にかかる権利義務を承継し甲はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年四月三十日

(乙) 確定した最終事業年度はありません。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年八月十九日

(乙) 確定した最終事業年度はありません。

令和七年八月十九日

京都府京都市伏見区竹田鳥羽殿町六番地
(甲) 京セラメディカル株式会社
代表取締役 竹本 英史

左記会社は吸収分割して甲は乙の早来工場、小樽工場及びサガニハム白河工場の事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) https://www.awi.co.jp/ja/public_notice/101.html

(乙) https://www.awi.co.jp/ja/public_notice/370.html

(甲) エア・ウォーターアグリ&フーズ株式会社
代表取締役 松本 憲一

左記会社は吸収分割して甲は乙の電気・空調衛生設備に関する事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) https://www.awi.co.jp/ja/public_notice/101.html

(乙) https://www.awi.co.jp/ja/public_notice/370.html

(甲) エア・ウォーターアグリ&フーズ株式会社
代表取締役 松本 憲一

左記会社は吸収分割して甲は乙の大山ハム販売号
(乙) 大山春雪さぶーる株式会社
代表取締役 松本 圭智

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月十九日

札幌市北区北二十二条西九丁目三番一七号 合同会社 Rei

代表社員 竹中由里子

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月十九日

茨城県つくば市上ノ室二〇五三番地二 筑南総合建設株式会社

代表理事 佐藤 敬治

組織変更公告

効力発生日は令和七年十月一日であり、組織変更後の商号は筑南総合建設株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月十九日

茨城県つくば市上ノ室二〇五三番地二 筑南総合建設株式会社

代表理事 佐藤 敬治

組織変更公告

効力発生日は令和七年十月一日であり、組織変更後の商号は筑南総合建設株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月十九日 東京都中央区銀座一丁目一二番四号N&E BLD.六F デクスター合同会社

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

組織変更公告

令和7年8月十九日 東京都中央区日本橋本町三丁目三番六号 CHEMIPAZ株式会社

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

組織変更公告

令和7年8月十九日 東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二F-C Mediabound合同会社

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

組織変更公告

令和7年8月十九日 神奈川県横浜市保土ヶ谷区明神台三番一ー一〇八 合同会社カケザン

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

組織変更公告

令和7年8月十九日 東京都港区南青山一丁目二番六号 フィードフォースグループ株式会社

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

組織変更公告

令和7年8月十九日 東京都港区赤坂五丁目三番一号 株式会社Chapter-I

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

組織変更公告

令和7年8月十九日 神奈川県相模原市中央区相生二ー一三一五 合同会社みらいコムユニケーションズ

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

組織変更公告

令和7年8月十九日 東京都港区南青山三丁目一ー三六青山丸竹ビル 合同会社情熱工ステート

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

組織変更公告

令和7年8月十九日 東京都港区南青山三丁目一ー三六青山丸竹ビル 合同会社情熱工ステート

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

組織変更公告

令和7年8月十九日 大阪市都島区中野町三丁目七一二 株式会社YOUTRUST

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。 東京都中央区銀座一丁目一二番四号N&E BLD.六F デクスター合同会社
掲載紙 日刊工業新聞
掲載の日付 令和7年3月三十一日
掲載頁 七頁
令和7年8月十九日 東京都中央区日本橋本町三丁目三番六号 CHEMIPAZ株式会社
代表取締役社長執行役員 菅 正道
代表取締役 野村 修平
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。 東京都港区三田三丁目一ー番八号THEPO R TALMITA五階
株式会社Right Touch
代表取締役 野村 修平
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。 東京都港区赤坂五丁目三番一号 株式会社Chapter-I
代表取締役 高 瑞賢
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。 東京都港区赤坂五丁目三番一号 株式会社Chapter-I
代表取締役 高 瑞賢
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。 東京都港区赤坂八丁目一番二二号NMF青山一丁目ビル四F リバーフィールド株式会社
代表取締役 只野耕太郎
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。 東京都港区赤坂八丁目一番二二号NMF青山一丁目ビル四F リバーフィールド株式会社
代表取締役 只野耕太郎
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。 富山市下新町三番一四号 富山製紙株式会社
代表取締役 寺崎 敏治
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億円減少することになりました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和7年5月27日

掲載頁 四頁

令和7年8月19日

長野県茅野市金沢五五六八番地一

株式会社ミヤサカ工業

代表取締役 上條 勝

準備金の額の減少公告

当社は、令和7年6月2日を効力発生日とする賛美商事株式会社との株式交換により資本準備金の額が増加しましたので、その増加した資本準備金の額全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報

掲載の日付 令和7年8月12日

掲載頁 五十九頁 (号外第一八二号)

令和7年8月19日

大阪市浪速区難波中一丁目一六番一一一

雷株式会社

代表取締役 西川 昌伸

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、令和7年10月1日付で予定している第一回社債種類株式の発行に係る払込みが行われることを条件として、資本金及び資本準備金の額をそれぞれ二百四十二億五千万円減少することにいたしました。

ただし、同時に当該株式の発行により資本金及び資本準備金の額がそれぞれ増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額及び資本準備金の額はいざれも同日前を下回ることはありません。

そのため、株主総会の決議を経ずに決定しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和7年8月19日

東京都港区港南二丁目一八番一号

株式会社ゼンシヨーホールディングス

代表取締役 小川 洋平

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千五百万円、資本準備金の額を一千五百円減少し、それぞれ一千万円、〇円とするこにいたしました。

株主総会の決議は、令和7年8月十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報

掲載の日付 令和7年2月13日

掲載頁 九十五頁 (号外第二十九号)

令和7年8月19日

東京都中央区日本橋兜町六番五号

トライヴィュース・キャピタル株式会社

代表取締役 後藤 正樹

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社柏駅前ビル開発と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所持する方は、株券提出日である令和7年10月1日までに当社にご提出下さい。

令和7年8月19日

大阪府大阪市福島区福島三一六一二一

株式会社田口産業

代表取締役 田口 雄也

限定承認公告

当社は、株式会社柏駅前ビル開発と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所持する方は、株券提出日である令和7年10月1日までに当社にご提出下さい。

令和7年8月19日

千葉県柏市柏二丁目一番二〇号

株式会社スカイブリザ柏

代表取締役 小田 桂一

限定承認公告

当社は、株式会社柏駅前ビル開発と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所持する方は、株券提出日である令和7年10月1日までに当社にご提出下さい。

令和7年8月19日

東京都足立区西綾瀬三一一二一一〇一

被相続人 亡 乾信一郎

の相続人は令和7年1月二十九日死亡し、その相続人は令和7年七月二十八日那覇家庭裁判所にて沖縄支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出がないときは弁済から除斥します。

令和7年8月19日

沖縄県うるま市字喜屋武四三三番地一エス

令和7年8月19日

東京都千代田区有楽町二一一〇一東京交

通会館四階 第一中央法律事務所

限定承認者 大畑亜紀子

代理人弁護士 立山 純子

限定承認公告

本籍愛媛県今治市常盤町三丁目四番地一三、最後の住所愛媛県今治市新谷甲一四六四番地一〇、被相続人 亡 井本 郁子

右被相続人は令和7年1月五日死亡し、その相続人は令和7年8月6日松山家庭裁判所今治支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和7年8月19日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アーチ

ヒルズ仙石山森タワー四〇階

J.N.特定目的会社

取締役 長尾 誠

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

尚、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、令和7年4月十八日付官報の号外第八十八号六十七頁に掲載されています。

令和7年8月19日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アーチ

ヒルズ仙石山森タワー四〇階

J.N.特定目的会社

取締役 長尾 誠

訂正公告

令和7年7月11日 (号外第一六〇号) 掲載の

旅行業者営業保証金取戻し公報中、①「株式会社」

→「タクシーベン」(アフターハードシェル)

となるは、「株式会社コンタクトジャパン」(コンタクトジャパン)の誤りに

つき訂正します。

令和7年8月19日

東京都世田谷区上祖師谷五丁目六番六号

株式会社コンタクトジャパン

代表取締役 藤原 谷

限定承認公告

本籍沖縄県国頭郡本部町宇渡久地一四二番地一、最後の住所沖縄県中頭郡北谷町上勢頭六三番地一、被相続人 亡 金城 克巳

右被相続人は令和7年七月二十九日死亡し、その相続人は令和7年七月二十八日那覇家庭裁判所にて沖縄支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和7年8月19日

令和7年6月27日 (号外第一四六号) 掲載の

解散公告は取消します。

令和7年8月19日

大阪府寝屋川市太秦桜が丘三四番一五号

株式会社回生

代表清算人 飛山 利英

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三億七千九万五千六百五円減少し百七十億三千七百四十八万三千二百六十五円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

<http://www.asa-epn.jp/ir/000090715k4/>

令和7年8月19日

KRF 67 特定目的会社

取締役 栗国 正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

尚、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、令和7年4月十八日付官報の号外第八十八号六十七頁に掲載されています。

令和7年8月19日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アーチ

ヒルズ仙石山森タワー四〇階

J.N.特定目的会社

取締役 長尾 誠

取消公告

令和7年7月11日 (号外第一六〇号) 掲載の

旅行業者営業保証金取戻し公報中、①「株式会社」

→「タクシーベン」(アフターハードシェル)

となるは、「株式会社コンタクトジャパン」(コンタクトジャパン)の誤りに

つき訂正します。

令和7年8月19日

東京都世田谷区上祖師谷五丁目六番六号

株式会社コンタクトジャパン

代表取締役 藤原 谷

限定承認公告

本籍沖縄県国頭郡本部町宇渡久地一四二番地一、最後の住所沖縄県中頭郡北谷町上勢頭六三番地一、被相続人 亡 乾信一郎

右被相続人は令和7年七月二十九日死亡し、その相続人は令和7年七月二十八日那覇家庭裁判所にて沖縄支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和7年8月19日

令和7年6月27日 (号外第一四六号) 掲載の

解散公告は取消します。

令和7年8月19日

令和7年6月27日 (号外第一四六号) 掲載の

解散公告は取消します。

令和7年8月19日

令和7年6月27日 (号外第一四六号) 掲載の

解散公告は取消します。

令和7年8月19日